

# 「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する意見募集の結果について

## 1 意見募集の結果（概要）

(1)募集期間 令和5年11月24日（金曜日）から同年12月23日（土曜日）まで

(2)提出方法 WEB又は郵送

(3)意見の総件数 1,733件

### ① 回答者の属性

	件数
児童・生徒	13
保護者	64
学校関係者	1,581
学生	11
その他	64
計	1,733

### ② 学校関係者（1,581名）の校種別内訳

	件数
小学校	383
中学校	110
高等学校	736
特別支援学校	306
教育委員会	2
その他	44
計	1,581

### (4)項目と件数

項目	件数	項目	件数
第1 実行プログラム策定について	463	2 指導業務の改善	283
第2 具体的な取組の方向性		3 教員が行う事務の見直し・縮減、校務の改善	288
I 学校・教員が担うべき業務の精査	210	4 DXの推進	163
II 役割分担の見直しと外部人材の活用		IV 働く環境の改善	
1 外部人材の配置拡充	164	1 処遇改善の検討	208
2 部活動改革の推進	204	2 教員が働きやすい職場づくり	230
3 TEPRO・民間事業者等との連携	92	3 教員の成長を支える仕組みづくり	106
III 負担軽減・業務の効率化		V 意識改革・風土改革	136
1 人員体制の強化	235	その他	332

(注) 複数項目について意見を回答している場合があるため、総件数（1,733件）とは一致しない

## 2 主な意見と都教育委員会の対応

項目	主な意見	都教育委員会の対応（実行プログラムへの反映状況、意見への回答など）	
<b>I 学校・教員が担うべき業務の精査</b>			
	・働き方改革の専門家を学校に派遣し、学校にあった改善策を助言してもらいたい	・「学校業務改革推進支援」（R6新規事業）を実施 ※学校業務改革推進支援：コンサルタントを活用し、学校及び教員が担うべき業務を精査し、改善策の提案・実施、効果検証等、学校の取組を伴走型で支援する実証事業	本文14ページ
<b>II 役割分担の見直しと外部人材の活用</b>			
1	外部人材の配置拡充 ・副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の配置を増やしてほしい ・副担任などの人手があることによって、負担軽減につながる	・配置規模を拡充 副校長補佐 R5：1,028校 ➡ R6：1,353校（小・中学校、高等学校、特別支援学校） スクール・サポート・スタッフ R5：1,971人 ➡ R6：2,175人（全小・中学校） IT教育アシスタント R5：100校 ➡ R6：1,268校（全小学校）	本文16ページ
2	部活動改革の推進 ・部活動指導員の配置は、対外試合の引率等も任せられるため、大変ありがたい ・休日だけでなく平日も部活動を担当しなくても済むよう、取組を推進してほしい	・配置規模を拡充 R5：1,412人 ➡ R6：1,796人（中学校、高等学校、特別支援学校）	本文19ページ
		・休日における部活動の地域連携・地域移行を一層推進 ・平日の部活動の在り方について、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証の上、検討	本文19ページ
<b>III 負担軽減・業務の効率化</b>			
1	人員体制の強化 ・授業時数を軽減して、授業準備等を行うための時間を確保する必要がある ・教科担任制を推進してほしい	・実施規模を拡充 R5：1,506校 ➡ R6：2,140校（小・中学校のICT担当等への時数軽減を拡大）	本文22ページ
		・実施規模を拡充 R5：20校 ➡ R6：90校程度 ➡ R7以降：12学級以上の全小学校へ導入（R10年度導入完了予定）	本文22ページ
2	指導業務の改善 ・土曜授業は、教員にも子供にも負担となっているため、見直してほしい	・土曜授業は、授業公開など、保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを進めるための意義を有しており、設置者が必要と認める場合に実施することが可能とされており、その頻度等、各学校において、児童・生徒の負担等も踏まえながら適切に判断することが必要 ・区市町村、学校によっては、土曜授業の回数を減らす等の事例もあり、こうした事例を区市町村教育委員会や学校にも共有	意見への回答（No.65,66）
3	教員等が行う事務の見直し・縮減 ・保護者対応のため、弁護士や警察、児童相談所等の積極的な活用が必要	・保護者等への対応について、区市町村教育委員会や学校に対する支援の在り方について検討	本文27ページ
4	DXの推進 ・欠席連絡等、保護者との連絡をオンラインで行えるツールを提供してほしい ・文書作成、入力作業などの教育指導に直接関わらないような業務について、AIの活用や簡易なシステムを導入してほしい	・「保護者コミュニケーションシステム」を段階的に導入し、児童・生徒の欠席情報登録や保護者へのお便り配信の電子化を推進	本文28ページ
		・校務上必要な文書の作成などにAIを活用し、教員の業務負担の軽減を図ることを検討	本文29ページ
<b>IV 働く環境の改善</b>			
1	処遇改善の検討 ・教員の給料・手当等、処遇を改善してほしい	・新たな手当の創設や教職調整額の見直し等に関する国の検討状況を踏まえ、対応を検討	本文30ページ
2	教員が働きやすい職場づくり ・メンタルヘルスの患者を減らす取組を進めるべきである	・アウトリーチ型相談事業やSNSによる教職員相談窓口「先生たちのほっとLINE」に加え、新規採用教員メンターや「教職員のためのコミュニケーションガイドブック」等により、メンタルヘルス対策を一層推進	本文33ページ
<b>V 意識改革・風土改革</b>			
	・時間外は電話が繋がらないこと、学校外のことは保護者の責任下であることなど、教育委員会からも保護者に周知してもらいたい	・保護者や地域社会の方々に対し、学校現場の状況を認識してもらい、働き方改革への理解、協力が得られるよう、依頼を継続	本文38ページ

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
外部人材の配置拡充	1	副校長補佐は全校配置をしてほしい。 また、副校長補佐は、実務経験のある良い人材を確保して欲しい。 よい人材が、「待遇面の問題から継続ができない」とのことで、1年限りで転職したこともあるため、待遇の改善も喫緊の課題と考えられる。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	副校長を補佐する支援員については、昇任間もない副校長や時間外勤務が多い副校長のいる学校を中心に、約半数の学校に配置をしており、令和6年度の規模拡大を予定しています。今後も区市町村や学校の意向も踏まえ、支援員を活用した副校長の負担軽減を進めていきます。 また、募集に当たっては、TEPRO（東京都教育支援機構）の人材バンクの活用も行っており、引き続き、学校が必要とする人材の確保に努めていきます。 なお、会計年度任用職員の報酬については、他の職との均衡なども踏まえながら適切に設定しています。
	2	副校長補佐を全校必置とする。	小学校関係者	
	3	副校長補佐が退職管理職だと現役管理職が指示を出しづらい場合があるなど、かえって副校長の業務が複雑化する時もある。	都立高等学校教職員	副校長を補佐する支援員については、教育管理職経験者のみならず、民間企業経験者など、多様な人材に応募いただけるよう募集を行っています。TEPRO（東京都教育支援機構）の人材バンクも活用し、引き続き、学校が必要とする人材の確保に努めていきます。
	4	副校長を直接補佐する会計年度職員の業務範囲が不明確である。依然として、主幹教諭のところから副校長から仕事がたくさん降りてくる。副校長を補佐する会計年度職員の業務範囲を明確にして欲しい。 副校長の業務範囲が学校によって異なることもあるので、均一化してほしい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	副校長を補佐する支援員の業務については、「活用ガイド」で例示し、各学校に配布しています。各学校では、活用ガイドを参考に、支援員の経歴や得意分野を生かした業務で支援員を活用しています。
	5	文書作成、入力作業、印刷業務、学籍関連書類の発行、提出物の確認などの教育指導に直接かかわらないような業務は教員ではなく、スクール・サポート・スタッフのような専門の事務担当者を配置すべき。または、AIの活用や簡易なシステムを導入すべき（学年も含めて分掌の仕事には教員でなくても問題なく遂行できる仕事（成績表の作成、臨時時間割の作成など）がたくさんあるため。各分掌に教員以外の人を配置してほしい）。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	都立学校においては、これまでも統合型校務支援システムや庶務事務システムの導入など、業務の改善、効率化を進めてきました。 今後、教員の業務の精査、見直しを進める中で、更なる効率化が見込まれるものは、必要に応じてシステム導入なども検討していきます。また、都立学校においては生成AIによる校務の効率化なども研究し、その成果については都内全公立学校に周知していきます。 なお、現在、都立学校には、スクール・サポート・スタッフのような事務支援員は配置されておりませんが、今後、教員の時間外労働の状況を注視していきます。
	6	スクール・サポート・スタッフの単価を上げた方がよい。現在の単価では人材が集まらず、教員の働き方改革に柔軟に対応できる可能性が低い。	都立特別支援学校教職員	会計年度任用職員の報酬については、他の職との均衡なども踏まえながら適切に設定しています。
	7	専門性が不要な事務作業が増加していることを踏まえ、各学校に1人ではなく学年のチームごとにスクール・サポート・スタッフを1人配置したり、一番必要な放課後の時間帯をスクール・サポート・スタッフの業務時間とする、スクール・サポート・スタッフの勤務日数を増やすなど、検討してほしい。	小学校関係者 中学校関係者 学生	現在、希望するすべての小中学校にスクール・サポート・スタッフを配置しているほか、令和5年度からは、時間外勤務の多い学校に複数のスタッフを配置できるように拡大を行っており、令和6年度は更なる規模の拡充を予定しています。複数配置を行っている学校では、勤務時間をずらすことでスタッフが不在となる時間帯をなくすなど、教員の事務負担軽減に努めています。
	8	スクール・サポート・スタッフにも研修の機会等がほしい。	中学校関係者	スクール・サポート・スタッフの任用を行っている区市町村教育委員会に対して、必要な研修を実施していただけるよう周知を行っています。

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
外部人材の配置拡充	9	TEPRO人材バンク登録で、ある程度しっかりした基準で人材を審査すること、現場配置までに一定の研修等を実施し能力の実証を示すことで質を確保してほしい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	TEPROの人材バンク事業では、登録時に学校経験のないサポーターに対し、学校業務全般に関する研修を行うとともに、希望する活動内容の聞き取りを行うため、電話面談を実施しています。また、登録後には部活動、学習支援など、活動分野別に研修を実施することにより、質の向上を図っています。
	10	「副校長補佐」や「スクールバス業務支援員」といった個別の業務ごとでなく、学校サポート支援員として一括して業務を請け負ってもらえるような人材を配置してほしい。	都立特別支援学校教職員	都教育委員会では、「副校長補佐」や「スクールバス安全運行支援員」など、様々な会計年度任用職員を都立学校に配置しておりますが、それぞれが担う業務や求められる知識・経験も異なります。このため、担う業務ごとに職を設置することとしています。
	11	授業持ち時数の軽減について、時数配当だけでなく、人材配置まで都教委が担ってほしい。 人探しに始まり、委嘱や報酬等の支払いに関する業務など学校で行っており、関係業務が増えている。 また、時間講師の報酬を上げてほしい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	時間講師の任用について、令和5年度よりTEPRO（東京都教育支援機構）に委託を開始しており、学校からの要望に応じて候補者への連絡や提示といった支援を行っています。また、都教育委員会は採用候補者との折衝を支援する採用マッチング支援システムを令和5年7月より稼働しました。これにより、曜日等の希望の条件で候補者が検索可能になるほか、候補者名簿のデータの随時更新、システム内で候補者との質疑応答等が可能になるなど、利便性の向上を図り、折衝業務を支援しています。また、委嘱等任用に関する手続きについて、外部委託等が可能かどうか、検討してまいります。
	12	外部人材活用や時間講師配置などの取組については、予算の確保のみならず、採用手続、連絡調整等に係る学校の負担軽減や質の確保、人材確保が困難な学校に対する支援についても考えてほしい。	小学校関係者 中学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	外部人材の活用については、募集や採用手続など、区市町村教育委員会で行っています。人材が必要な区市町村教育委員会に対しては、TEPROの人材バンクの活用を促しています。 なお、時間講師の報酬については、常勤職員との均衡を考慮し、必要に応じて改定しており、能力向上については、業務遂行上必要な知識・技能の習得のために、管理職の命を受けて研修に参加することができます。 引き続き、時間講師の資質の向上に努めてまいります。
	13	時間講師について、報酬額の引上げや能力向上に取り組んでほしい。	小学校関係者	
	14	無償ボランティアの都民から「せめて交通費を出してほしい」と要望があった。学校予算では支払う余裕がない。都で交通費を支給する仕組みはできないか。	都立特別支援学校教職員	都立学校では、令和4年度の都立高校等のボランティア採用率が96.4%にのぼるなど、交通費等の支給の有無に関わらずボランティアの活用が進んでいます。 このため、ボランティアに対する交通費の支給については、必要に応じて将来的な検討課題にしたいと考えております。
	15	SSS、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ICT支援員を国費負担するように国に要望してほしい。	学生	都教育委員会は、学校における働き方改革の実現のため、スクール・サポート・スタッフの国庫補助拡充など、業務負担の軽減等に係る人的措置・財政的支援を最重点要求事項として国へ要望しております。 今後も、国への要望を継続するとともに、国と連携して学校における働き方改革を推進してまいります。

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
外部人材の配置拡充	16	給食指導は教員でなくても良いのではないのでしょうか。配膳や食事時の指導を行う外部人材を任用したほうがよい。	小学校関係者 中学校関係者	学習指導要領においては、学級活動において、給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方や、成長や健康管理を意識するなど、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすることを、指導することと示されています。 このような趣旨から給食指導を教員が担っている状況にありますが、配膳については、エデュケーション・アシスタント等、外部人材を活用することなどにより、教員の負担軽減を図ることが可能であると考えています。
部活動改革の推進	17	部活動の顧問はやりたい人はやればいいし、断って持たなくてもいいように選択させて欲しい。 一校当たりの教員数から逆算して、最大の部活動数を設定したり、部活動をした人が、希望すれば外部指導員として働くことができるなどすれば良いと思う。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和5年3月 東京都）において、校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置するとしています。 なお、都立学校については、「東京都立学校の管理運営に関する規則」において、校長は、所属職員（事務職員等を除く。）に部活動の指導業務を校務として分掌させることができるとしています。各学校では、学校長が所属教員の構成や適性を踏まえ、部活動の指導業務を含め、分掌業務を決定しています。  部活動指導に際し、都においては「週休日等に3時間以上指導業務に従事した場合に日額3,000円」としており、国の基準を上回る水準の手当を支給しています。 現在、教員の働き方改革等を進めていくため、部活動指導員の配置拡大や部活動の地域連携・地域移行の検討を進めており、部活動指導に伴う手当の増額等に関しては、その状況を踏まえて対応していく必要があると考えています。 また、大会引率に伴う旅費の支給については、旅行命令に基づき支給することができます。
	18	1校における部活動の設置数の精選、顧問がいない部活動の廃止を進めてほしい。 また、部活動の指導を望まない教員が顧問となることを強制されることのないようにしてほしい。	小学校関係者 中学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	
	19	部活動手当を増額、部活動主顧問手当の新設をしてほしい。 また、平日の時間外の部活動にも手当を出すべきである。	都立高等学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	
	20	部活動指導手当を引き上げるとともに、平日にも支給してほしい。 また、大会引率等に伴う出張時の旅費も支給してほしい。	小学校関係者 中学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	
	21	部活動計画を提出しているが、ガイドラインに沿った活動をしていない部活動がある。また、その顧問に対して管理職からの指導もなければ、改善もない。最終下校時刻の調査をするなど対策してほしい。	都立高等学校教職員	

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
部活動改革の推進	22	<p>部活動の外部人材の確保は大変すばらしい取組であるが、現状申請をしても現実的に人が確保できない。特に平日の夕方のみ短時間働く人材などは稀である。また、指導員との書類のやり取りや報告書の提出も負担となっている。</p> <p>教育的な考え方を持ち合わせているような適した人材を紹介・派遣してもらえるシステムなど任用に関する負担軽減をしてほしい。</p> <p>例えば、都教委と教員養成系の大学が協定を結び、恒常的に大学生を部活動に派遣する制度を構築できないか。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員</p>	<p>「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和5年3月 東京都）に基づき、都教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、関係部署とも連携し、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めているほか、TEPROにおいて、学校等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備しています。</p> <p>また、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」（令和5年3月 東京都）において、都教育委員会は、休日等の指導者の確保に向けて、大学との連携を図ることとしています。例えば、体育系、文化系、教員養成系の学部を有する大学に、人材バンクへの学生の登録について協力を依頼したり、学校の部活動に指導者として学生を派遣することなどを含め、学校部活動の地域連携・地域移行の実現に向けて、日本体育大学と協定を締結（令和5年12月）するなど、大学との連携を推進しています。</p>
	23	<p>部活動指導員の制度は、教員の引率等が不要となり、非常にありがたい制度だが、校内で希望する部活動が殺到し、結局希望する時数が割り当てられず、あまり負担の解消につながっていない。ぜひ予算の増加をお願いしたい。</p> <p>また、あわせて人が集まるように指導員の単価を上げてほしい。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員</p>	<p>「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和5年3月 東京都）において、教員の負担の軽減を図りつつ、部活動の指導を充実していくためには、地域の幅広い協力を得て、部活動指導員や外部指導者などの外部の指導者を含めた指導体制を充実させることが重要であるとしています。</p> <p>都教育委員会は、部活動指導員について、令和6年度の配置規模拡充を予定しています。引き続き、学校の意向を踏まえ、部活動指導員等を活用した教員の負担軽減を進めていきます。</p> <p>なお、会計年度任用職員の報酬については、他の職との均衡なども踏まえながら適切に設定しています。</p>
	24	<p>休日の部活動時の鍵の管理や、保護者への連絡やケガをした際の保護者対応、練習試合や大会なども含め、部活動に関わる業務すべてを部活動指導員が担えるようにしてほしい。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員</p>	<p>「都立学校部活動指導員取扱要項」において、部活動指導員の職務を定めており、施設の管理、事故が発生した場合や生徒がケガをした際の連絡等の保護者対応、大会・練習試合等への引率も含まれています。</p>
	25	<p>部活動指導員の指導の質を確保するため、部活動指導員に対して一斉に研修を行う機会を確保するなど育成方法を検討してほしい。</p>	<p>都立高等学校教職員</p>	<p>「都立学校部活動指導員取扱要項」において、都教育委員会は、部活動指導員に対し、体罰や不適切な行為の防止、安全の確保や事故発生時の対応等について計画的に研修を行い、部活動指導員はこの研修に参加しなければならないとしています。引き続き、適切な部活動指導が実施されるよう研修を実施していきます。</p>
	26	<p>部活動は外部に委託し、学校が担わないようにするべき。</p> <p>休日だけではなく、平日放課後も教員が部活動を担当しなくて済むような取組を推進してほしい。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員</p>	<p>都教育委員会は、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和5年3月 東京都）を踏まえ、都立高校等において休日の部活動運営を外部に委託するとともに、区市町村への支援を行うなど、休日における部活動の地域連携・地域移行の推進に取り組んでいます。</p>
	27	<p>部活動は平日も含めて地域等に完全に移行すべき。</p>	<p>中学校関係者 保護者 その他（学校関係者・個人・団体）</p>	<p>また、平日における環境整備については、できることから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証の上、更なる改革を推進することとしています。</p>

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
部活動改革の推進	28	<p>教員の引率がないと参加できない各種大会のあり方を見直してほしい。また、学校閉庁日に部活動の大会が重なる場合があるので、高体連・高文連等と調整し、大会を行わない期間を設定してほしい。</p> <p>大会運営については、土日をつぶして準備をする場合がほとんどなので、大会運営は完全に外部委託をすることを強く望む。</p>	都立高等学校教職員	<p>「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和5年3月 東京都）において、大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員や外部指導者が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用することとしています。</p> <p>また、大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を任せ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整えることとしています。</p> <p>これらのガイドラインの趣旨について、引き続き、周知等を図ってまいります。</p>
	29	<p>中体連の大会運営にかかわる教員が減少し、負担が増加しているため、大会運営の移行も進めてほしい。</p> <p>土日の大会引率等が負担となっているため、大会の引率は原則保護者がする、外部指導員による大会引率を可能とする、教員が引率した場合には代休をきちんと確保できるようにするなど、教員の負担にならないよう改善してほしい。</p>	中学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	
	30	<p>他校と合同で部活動を実施する試みは良いと思うが、都立高同士であると移動の観点からどうしても土日のみになってしまう。近隣の区市立の小中学校と合同のできるのであれば、平日でも可能なため、行いたい。</p>	都立高等学校教職員	<p>「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和5年3月 東京都）において、拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、生徒の活動環境を確保することが考えられるとしています。</p>
	31	<p>部活動指導時間が休憩時間にかがっている。休憩時間に活動しないようにするべき。また休憩時間に活動した場合は、その代わりとして部活動でつぶれた休憩時間の分は別の日に休憩が取れるなどの配慮をするべき。</p>	中学校関係者	<p>教員の休憩時間は、児童・生徒の昼休みの時間に与えることが原則ですが、給食指導に当たらなければならないことを考慮し、放課後に与えることも可能であることから、部活動指導の時間と重複することのないよう、各学校において配慮をお願いしています。</p> <p>なお、部活動時間については、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和5年3月 東京都）において、1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこととしています。</p>
TEPRO・民間事業者等との連携	32	<p>TEPROについて、人材バンクの登録者を増やすために、広報を的確に行うべき。年度末実績報告をもう少し簡略化できないか。ボランティア保険の適用まで一月かかるので、もう少し早くしてもらいたい。</p>	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	<p>TEPROでは、Supporter Bankについて、令和6年度より、区市町村の協力(広報紙掲載等)も得て、さらに広報の強化を図っていく予定です。</p> <p>年度末に依頼している実績報告は、「継続の有無」と「活動評価」について、選択肢をクリックするという簡易な方式を取っています。データ入力についてはコーディネーターが引き続き支援を行ってまいります。</p> <p>ボランティア保険の保険適用については、学校から申込書を受理した翌日から開始できるよう手続きを行っています。今後は、制度の仕組みが分かりやすく伝わるようホームページ等での告知内容を改善します。</p>
	33	<p>TEPROに人材バンクというシステムはあるが、代わりの教員がなかなか見つからない状況にある。</p> <p>TEPROが学校の業務削減のための有効な手段となっているのか、検証が必要である。</p>	小学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	<p>令和5年度から実施しているTEPROによる代替教員の折衝支援については、任用候補者への連絡や勤務条件のすり合わせといった業務を実施しており、以前より学校で担っていた業務の削減において効果のあるものと考えています。代替教員の候補者が速やかに見つかるように引き続き努めてまいります。</p>

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
TEPRO・民間事業者等との連携	34	TEPROについて、都民に広く認知されていない。しっかり啓発してほしい。	保護者	TEPRO Supporter Bankについて、多くの方々にご認識いただき、様々な方に学校をご支援いただけるよう、引き続き自治体広報紙や車内広告など、多様な媒体を活用し、都民向けの周知に努めていきます。
人員体制の強化	35	養護教諭の複数配置を拡大してほしい。	都立高等学校教職員	都立高校の養護教諭については、原則として全日制及び定時制課程につき各1人を配置しており、また、生徒の状況等を総合的に勘案した上で、複数配置を行っています。養護教諭の複数配置については、今後も、各校の実情等を踏まえ、適切に対応していきます。
	36	外部人材や会計年度職員が増えれば教員の負担は減るかもしれないが、人件費関連の業務など事務職員の負担は増え業務も煩雑になっている。事務職員の定数を増やしてほしい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	都立高校等における経営企画室の体制については、庶務・経理・経営という経営企画型事務室としての機能の維持・強化を勘案して定数を措置するとともに、学校経営支援センターにおいて経営企画室の業務集約や経営支援を行っています。 なお、令和6年度から、学校経営支援センターに、学校事務をサポートする支援員を3名配置し、各校からの電話やメールによる相談への対応や、年度末に行われる決算業務への支援を実施します。
	37	仕事量に対して人員が十分に配置されていない。教員を増やし、子供に向き合う時間を増やしてほしい。時間講師の配置では、結局校務分掌の仕事量は減らないので、正規教員の配置をより増やしてほしい。教員が増えれば部活動の外部指導員などはいらなく思う。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	都立高校等の教職員については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。 なお、部活動の充実や教員の負担軽減のために、外部指導員の活用や各地区の実態に合わせて地域連携・地域移行の推進に取り組んでいきます。
	38	正規教員の配置人数を増やしてほしい。単に増やすのではなく、それぞれの学校でどのような人材を何人欲しいか明確に示してもらった上で配置するべき。	小学校関係者 中学校関係者 保護者 その他（学校関係者・個人・団体）	公立小・中学校の教職員については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。 なお、教員の配置は、学校（及び小中学校では区市町村教育委員会）の人事構想を踏まえて行っています。引き続き学校等の構想に沿った配置に努めていきます。
	39	加配措置のない小学校高学年における教科担任制の推進はやめ、もっと人員を配置してほしい。	小学校関係者	教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、加配措置による小学校高学年における教科担任制を推進します。具体的には、R10年度までに12学級以上の全小学校へ導入する予定です。
	40	「加配措置による小学校高学年における教科担任制を一層推進」について、教科担任がつく時数が少ない小学校中学年の持ち時数も多いので、中学年から教科担任制の導入や持ち時数軽減策も検討すべきである。	小学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	小学校における発達段階に応じた指導の一層の充実と中学校教育への円滑な接続、教員の働き方改革の推進を図るため、高学年に専科教員を加配し、教科担任制の取組を推進しています。
	41	授業時数を軽減して、授業準備等を行うための空き時間を確保する必要がある。一人当たりの週の持ち時数が15時間程度となるような取組について検討してほしい。また、学校により、授業持ち時数の上限に差があるので統一してほしい。	小学校関係者 中学校関係者	また、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減する取組を実施しており、令和6年度においては、ICT担当等への授業時数軽減について、対象を全校に拡大する予定です。 なお、個々の教員の具体的な持ち時数については、各学校において、学年や教科などの教育課程等を考慮しながら決定しています。



「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
人員体制の強化	42	全体的な持ち時間数の軽減が必要である。それにより、校内・出張研修を受ける時間が広がる。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	都教育委員会では、都立学校に対して、教務主任や進路指導主任、ICTリーダーなど負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減する取組を実施しています。
	43	1クラスの生徒の人数を減らすべき。受け持つ生徒の人数を減らすことで、面談・書類作成などにかかる総時間数を減らすことができる。また、一人一人必要なケアを続けるためには、教員一人がケアすべき児童生徒の数を減らすほかない。	都立高等学校教職員	公立の高等学校の1学級の生徒数については、国の基準により、定時制課程は昭和42年度から、全日制課程は平成5年度から40人を標準とされています。また、都においては、定時制課程について、生徒の多様化等に対応するため、昭和48年度から都単独で30人としていることに加え、全日制課程の職業に関する学科については、専門教育の実施に当たっての適切な規模等を踏まえ、平成12年度から35人としています。さらに、全日制課程普通科では、必修科目の習熟度別授業の実施や選択科目の設置等により、多展開による少人数指導を行っています。
	44	業務量を減らすために、一クラス当たりの児童生徒数を減らすべき。	小学校関係者 保護者 その他（学校関係者・個人・団体）	公立小・中学校の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」という。）に基づき行っています。国は、義務標準法の改正により、令和3年度から小学校の学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に引き下げることとしており、都教育委員会においても、義務標準法の改正内容に基づき、学級編制基準の改正を行っています。
	45	各学年付きの副担任などの人手があることによって、負担軽減や持ち時数削減に繋がる。 若手教員が1年目から担任を行うのではなく、1年間、副担任として業務に慣れながら進めることで離職率も減るのではないかと思う。 教科担任制も推進してほしい。	小学校関係者 中学校関係者	教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、加配措置による小学校高学年における教科担任制を推進します。具体的には、令和10年度までに12学級以上の全小学校へ導入する予定です。 また、小学校低学年において、副担任相当の業務を担い、担任を補佐するエデュケーション・アシスタントを令和6年度には全校に配置することとしています。
	46	家庭科、芸術なども講師対応の学校が多く、教科教員の専門性が必要な場面に対応できない。全ての教科にきちんと専任教員を配置してほしい。	都立高等学校教職員	公立学校の教職員定数については、国の標準法に基づく都の配置基準により定めています。 教員の配置については、学校（及び小中学校では区市町村教育委員会）の人事構想を踏まえて行っており、専科教員を含め、学校等の構想に沿った配置に努めています。
	47	専科の正規教員を各校に確実に配置してほしい。	小学校関係者 中学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	公立学校においては、教員が外部の専門人材とともにチームティーチングにより指導する通級による指導の仕組みを令和3年度から導入、実施しています。また、保護者との相談窓口は各校の特別支援教育コーディネーターが担っており、引き続き、保護者と学校との信頼関係構築に努めていただきたいと思います。
	48	通級指導が必要ななら、通級の指導が行える専門の職員を配置するとともに、保護者への連絡も専門の職員がすべき。	都立高等学校教職員	都立高校においては、教員が外部の専門人材とともにチームティーチングにより指導する通級による指導の仕組みを令和3年度から導入、実施しています。また、保護者との相談窓口は各校の特別支援教育コーディネーターが担っており、引き続き、保護者と学校との信頼関係構築に努めていただきたいと思います。 なお、都立高校においては、通級指導の対象生徒数に応じて、特別支援教育コーディネーターに対し授業時数を軽減する取組を実施しています。

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
人員体制の強化	49	特別支援教育コーディネーターの専任配置または民間委託をしてほしい。特別支援学校のセンター的機能を一層発揮することと働き方改革の両立を図ることに困難がある。	都立特別支援学校教職員	<p>文部科学省通知「特別支援教育の推進について」（平成19年4月）においては、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌上、明確に位置付けることが示されておりますが、養護教諭に限るものではなく、その数も1名に限定するものではありません。</p> <p>特別支援教育に係る専門性は、全ての教員に求められるものであることから、都教育委員会は、研修を実施するなど、特別支援教育コーディネーターの資質能力の向上を図っています。</p> <p>また、特別支援学校のセンター的機能は、学校教育法第74条に規定された特別支援学校が担う役割として、学校全体で体制の構築に努めていただきたいと考えております。なお、都教育委員会は、特別支援学校がセンター的機能を十分に発揮できるよう、教職員定数の一層の改善を図るに要望しています。</p>
	50	<p>養護教諭が特別支援教育コーディネーターを担うことが多いが、保護者からの相談、面談、担任との連携、他機関との連絡、連携、個別支援計画などの書類の作成、それに関する出張など、特別支援教育コーディネーターはかなり重い仕事内容である。</p> <p>特別支援教育コーディネーターは特別支援教育の専門の職員が担うべきである。</p>	小学校関係者	
	51	<p>スクールカウンセラーの勤務日数を増やしてほしい。</p> <p>各校に1名、常勤で配置してほしい。</p>	<p>都立高等学校教職員</p> <p>都立特別支援学校教職員</p> <p>都立小学校・都立中学校等教職員</p>	<p>スクールカウンセラーの配置は、平成7年度から国の委託事業として、拡大を図ってきたところですが。</p> <p>国は、平成20年度から都道府県に対する補助率を2分の1から3分の1にして、全国で1,105校の小学校にスクールカウンセラーを配置することとしました。</p> <p>このように補助率変更による負担増となる中、都は、平成25年度から、都内公立全小学校、中学校、高等学校に配置を拡大しました。また、平成28年度からは、高等学校の全日制と定時制にそれぞれ配置するなど更なる拡大を図るとともに、全配置校において年間勤務日数を35回から38回に拡充し、各学校の教育相談体制の充実を図っています。</p>
	52	<p>情報科の内容の難易度が非常に上がっている。学習内容についての支援をしてくれる方の配置を要望する。</p>	都立高等学校教職員	<p>現在、都立高校を対象に、外部人材や企業等を活用した授業支援に関する事業を行っています。</p>
	53	<p>JETについて、全校2名配置となっているが、仕事を振るのも大変だし、説明も大変。書類作成を含め英語科にとって大きな負担となっている。</p>	都立高等学校教職員	<p>JETについては、授業内外での英語を用いたコミュニケーション機会の増加を図り、「使える英語力」の育成を一層推進することを目的とし、複数名の配置を進めています。各校においては、当該目的を踏まえ、JETの積極的な活用をお願いしたいと考えております。</p> <p>なお、書類作成等の負担については、今後、配置校から意見を聴取するなどして、必要に応じて対応を検討してまいります。</p>
	54	<p>生徒指導専門の人員を配置してほしい。</p>	小学校関係者	<p>公立小学校の教職員については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。</p> <p>なお、生活指導主任については、負担軽減の観点から、担当する授業時間数を軽減する取組を実施しています。</p>
	55	<p>欠員が生じた場合に補充を早くできるよう、年度内欠員をはじめからある程度見込んだ人員配置にしてもらいたい。</p>	<p>小学校関係者</p> <p>保護者</p>	<p>公立小・中学校の教職員については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。年度途中の教員の病気休職及び退職等で教員の欠員が生じた場合には、期限付任用教員を任用し、配置することとしています。</p>

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
人員体制の強化	56	特別支援学校訪問部について、時間講師が訪問授業に行けないため講師が入らない。 空きコマもなく休憩時間を取得できずに訪問先を回る現状を改善してほしい。	都立特別支援学校教職員	時間講師の職の性質上（個々の授業を単位として勤務）、時間講師が出張により訪問授業を行うことは困難となっております。今後、訪問授業における時間講師の活用の在り方について、課題を整理してまいります。
	57	管理職は2年程度で異動するため、どこの学校も継続した教育と業務の精選ができなくなっている。 また、中高一貫校では、6年間を見通して議論や決定がなされるべきだが、6年未満の異動が多い。 学校の全体像が把握できない中で効率的な業務は考えられない。 引継ぎが十分になされないことによる業務の増加は生産性の損失である。	都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	都教育委員会では、管理職の異動に当たっては、文書による業務の引継ぎを必須としています。また、各都立学校では、企画調整会議を中心に組織的な経営を推進しています。このように、管理職が異動しても、各学校の特色ある教育活動の実施が継続されるよう、次年度の方向性や計画についても共有できる体制を構築しています。
	58	進路指導などにおいて、外部との連携や協力は時間をかけて構築されるものであり、異動が6年のサイクルで行われている現状の不利益は大きい。後任の負担も大きくなってしまふ。しっかり生徒や保護者に進路指導、支援ができる体制をつくるために異動の時期、タイミングについて配慮をお願いしたい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	教員の異動については、都全体の教育水準の向上と、多様な経験を積ませることによる資質能力の向上などを目的に実施しており、外部との連携や協力関係の構築は、教員個々の対応ではなく、学校組織全体で対応を行っていくものと考えています。
	59	異動のステージ制の見直しを検討して、遠方への配置は行わないでほしい。	小学校関係者 中学校関係者 高等学校関係者	引き続き、教員の異動については、通勤が過度の負担とならないよう、個別の通勤時間や、保育や病氣、介護等の事情に配慮しながら、丁寧に行ってまいります。
	60	特別支援学校において、食事指導は大事であるが、教員が不足して指導が不十分である。 時間講師が給食時間の指導に入れるようにしてほしい。	都立特別支援学校教職員	時間講師は授業を職務の中心としていることから、授業準備の時間も合わせて60分を勤務時間の1単位時間としています。給食時間は学校により異なることから、給食指導は時間講師の勤務条件になじまず、勤務時間として適切でないと考えております。
指導業務の改善	61	標準授業時数を大幅に上回って教育課程が編成されている学校があるので適正化をしてほしい。 行事に関しても学習指導要領に沿って削減できることを管理職に指導してほしい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	都教育委員会は、令和5年8月の中央教育審議会の答申に係る通知に基づき、標準授業時数を多く上回って教育課程を編成している都立学校に対し、教育課程編成に係る指導を実施しており、区市町村教育委員会に対しては、通知の趣旨等について周知しています。引き続き、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう、都立学校に対して、指導を徹底するとともに、区市町村立学校に対しては、区市町村教育委員会とも連携し、指導・助言を行ってまいります。
	62	区市町村教育委員会に対し、標準授業時数を守るように指導を徹底すべき。 道徳の教科化や小学校の英語教育、プログラミング教育など、詰め込みが激しい各教科の学習指導要領の精選・見直しが必要である。	小学校関係者 中学校関係者 保護者 その他（学校関係者・個人・団体）	なお、学習指導要領の精選・見直しについては、国において適切に検討を進めるものと考えております。
	63	授業がない日を設けてはいけない（各教員が全ての曜日において授業を受け持たなければならぬ。）という原則をなくし、教員も柔軟に休暇がとれるようにする。	都立高等学校教職員	東京都立学校の管理運営に関する規則第14条の2（授業時間の割り振り）により、教諭等の授業時間を休業日を除く全ての曜日に割り振ることとなっておりますが、「授業時間の割り振りの例外に関する基準」により、特別な事業等に該当する場合には、柔軟な対応が可能となっております。

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
指導業務の改善	64	公開講座について、教員の仕事になってしまっているため、外部委託が必要	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	都立学校公開講座については、学校の実情等を踏まえ、教員の負担軽減も見据えた講座運営の在り方を検討していきます。
	65	土曜授業は廃止すべき。 教員・生徒ともにメリットがない。	都立高等学校教職員	土曜授業は、授業公開やゲストティーチャーを招いての授業実施など、保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを進めるための意義を有しています。このため、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第31号）」により、設置者が必要と認める場合に実施することが可能とされています。
	66	土曜授業は、教員に負担となっているほか（代休を取得できないなど）、子供にも負担となっており（習い事と重なるなど）、不要である。保護者も家族との時間を大切にしたいと思っている。 土曜授業の実施については、区市町村により様々であるため、都が統一する必要がある。	小学校関係者 中学校関係者 児童・生徒 保護者 学生 その他（学校関係者・個人・団体）	その内容や頻度等については、各学校において、学校や地域の実情、児童・生徒の負担等も踏まえながら適切に判断することが必要であると考えています。 なお、区市町村、学校によっては、土曜授業の回数を減らす等の工夫をしている事例もあるため、区市町村教育委員会や学校にも共有してまいります。
	67	体育祭や文化祭など学校行事については準備等膨大な時間を要してしまっている。目的が不明瞭なものもあり、大幅な縮減や運営の外部委託が必要。また、学校行事の精選は各校で行われているが、地域の中で学校差が生じており、そのことを根拠に保護者の理解が得られないこともある。都教委として明確に学校行事を縮減する方針を打ち出してほしい。 保護者等にとって、学校の働き方改革は学校行事等の縮減につながるといった認識があり、学校現場での改善に二の足を踏んでしまうことがある。教育委員会から保護者に説明・周知するなど、保護者等に対して理解を促進するようにしていただきたい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	都教育委員会は、都立学校に対し、令和5年8月の中央教育審議会の答申に係る通知に基づき、学校行事の精選・重点化を図る必要があることなど、教育課程編成に係る指導を実施しています。区市町村立学校については、区市町村教育委員会と連携し、実態等を把握するとともに、好事例等を周知することで、解決策を検討していきます。 また、都教育委員会は、令和5年9月に、保護者・地域の皆様に対し、学校における働き方改革への理解及び協力を依頼するチラシを作成し、目的に応じた学校行事の統合・縮小を進めていることに対する理解をお願いしたところです。
	68	行事の縮小について、具体的な縮小内容について都が示してほしい。また、行事を外部に委託することも検討してほしい。 周年行事は、記念誌の作成や式典準備など、本来業務でないようなものに労力を割かれ、学校の負担となっているため、完全に学校から切り離すようにしてほしい。	小学校関係者 中学校関係者 保護者 その他（学校関係者・個人・団体）	引き続き、保護者・地域の皆様の理解促進に努めていきます。 なお、都立学校における周年行事については、都教育委員会の方針を踏まえ、各学校において適切に実施することとしています。 行事のねらいや子供たちの状況を踏まえて、各学校において、規模の縮小、時間の短縮など、工夫して実施していただいていると考えています。
	69	周年行事については、慣習で実施しているのではないかと疑問に思う。負担軽減のため削減が必要と思われる。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	
	70	教育委員会が主催する連合行事は本当に必要なのか。負担が大きいの。既に教育長主導で廃止している地区もあるので、働き方改革の視点から廃止してほしい。	小学校関係者	教育委員会が主催する連合行事については、学校を所管する教育委員会が地域の実情や方針に基づき実施しているものと認識しています。 今後、区市町村教育委員会と連携し、事例の共有等を図ってまいります。

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
指導業務の改善	71	教材の共有や指導教諭の授業の動画の共有の推進に期待したい。 また、教材準備について、外部の教材開発の支援を受けたい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	授業で使用使用する教材の準備や指導計画、指導案の作成は、児童・生徒の学習状況等の実態を踏まえ、各校において検討・作成すべきものであるため、学校管理職等が中心となり、校内で共有するなどにより、負担が軽減されると考えます。都教育委員会としては、指導教諭の授業動画の配信について今後も充実を図っていくなど、若手教員等の授業準備等に要する負担軽減に取り組んでまいります。
	72	教科や単元によっては、都全体でベテラン教員の録画授業配信を取り入れることが、負担軽減等に役立ち、教育の質担保にもつながるので取り入れるべきだと思う（指導教諭等の負担とならないよう、配慮が必要）。 全国で同じ教材について一から指導案を書いていることについて、どうにかならないかと思う。ネットで他の人がどんな授業を組み立てているか見たくても、限られたものしか載っていない。	小学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	
	73	昨年度末まで運用されていた、「学習コンテンツ活用システム」を再度利用できるようにしてほしい。 他の先生や当時教育庁で作成した各教科の様々な教材は、宝の山とも言える。授業準備の効率化という観点では、共有された教材を用いて準備することも、効率化につながると思う。	都立高等学校教職員	「学習コンテンツ活用システム」は、都立学校の教職員が授業等で活用する教材等を共有し、授業計画の効率化や分かりやすい授業への改善に資することなどを目的として、平成21年度から運用を開始したものです。 新たなTAIMS端末の配備により、統合型学習支援サービス（Microsoft Office 365）のTeams等を活用できる環境が整ったことから、令和5年度当初に廃止しました。今後はTeams等を有効に活用しながら、教材の共有等を図っていただきたいと思います。
	74	医療的ケアの必要な児童・生徒など、特別な支援を必要とする児童・生徒が増えており、日々の書類の作成や保護者対応含め教員だけでは対処しきれないため、専門の教員の配置や、多くの外部専門家を導入するなど人員体制の強化が必要である。 医療的ケアを必要とする児童・生徒への対応は教員免許の範疇を超えており、医療機関への外部委託も必要と考える。	都立特別支援学校教職員	都教育委員会では、主治医が作成する医療的ケア指示書に基づき、医療的ケアを安全かつ適切に実施できるよう、常勤看護師の配置に加え、主任非常勤看護師・総合非常勤看護師・非常勤看護師を配置してきました。 非常勤看護師については、各学校での募集活動に加えて、都教育委員会による広報活動を強化し、任用数が確実に増加しております。 今後も、各学校において必要な非常勤看護師を安定的に確保できるよう、非常勤看護師募集についての積極的な広報活動を行っていきます。
	75	不登校の児童・生徒や学習障害の児童・生徒に対する教育について、ICTの活用が便利な場合がある。	その他（学校関係者・個人・団体）	都教育委員会は、令和5年9月から、仮想空間を活用した不登校児童・生徒の新たな居場所・学びの場を各自治体等に提供し、8自治体の小・中学生及び都立高校生等に向けた支援が開始されています。オンライン上の仮想空間で子供たちの面談を行うなど、業務の効率化を図ることができそうです。 学習障害の児童・生徒に対するICTを活用した教育については、都教委HPに活用事例等を掲載した指導資料を紹介していますが、今後も好事例等を周知していきます。

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
指導業務の改善	76	支援が必要な児童・生徒への支援として、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーやICT支援員を活用すべき。	小学校関係者 中学校関係者 保護者 その他（学校関係者・個人・団体）	<p>スクールカウンセラーの活用について、都教育委員会は、平成25年度から全ての小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置し、順次、配置日数を拡充し、子供たちが相談しやすい環境を整えています。</p> <p>区市町村におけるスクールソーシャルワーカーの活用については、平成27年度からは、活用を希望する全ての区市町村の計画に沿って、教育委員会や学校に配置する際の経費を補助し、支援を行っています。</p> <p>また、学校におけるデジタルの利活用を推進するため、ICT支援員の配置費用について、国の地方財政措置に加え、都でも補助を実施するなど、区市町村教育委員会への支援を行っています。なお、都立学校においては、児童生徒のICT活用を支援するデジタルサポーターを全校に常駐配置しています。</p>
	77	保健室登校は、児童によっては教室に戻れるきっかけになるが、多くの学校で、不登校児童の対応を養護教諭1人が担っている状態になっている。 不登校児童のために別室を作り、外部委託し、勉強を見てくれる人が常にいる環境を作るべき。	小学校関係者	都教育委員会は、不登校の子供の多い小・中・高等学校に、校内の別室であれば登校できる子供への対応を行うための支援員を配置し、学習指導や相談対応等を行えるようにしています。
	78	「〇〇推進校」、「〇〇指定校」、「〇〇研究校」などの名称で予算をいただける一方で、膨大な量の書類作成（申請、計画、報告など）を求められている。 また、金融教育など「〇〇教育」といった、新しい教育課題を学校現場で指導することは必要であると考え、それに紐づく研修出席依頼や作文や報告書の作成など、学校に多くの依頼がきて、その1つ1つへの対応が教員の業務を圧迫している。教育委員会が中心となってスリム化していくことが働き方改革につながると思う。新規事業を立ちあげるばかりでなく、旧事業を廃止しないため、業務が一方向に減らない。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	<p>都教育委員会では、今日的な教育課題を解決するために必要か、発展的解消を図ることが可能か等の観点から、毎年、事業の精査を行っています。</p> <p>その上で、「〇〇推進校」等の指定に係る申請書や計画書、報告書については、内容の精査や、提出回数、方法等について毎年検討しています。引き続き過度な負担とならないよう書類作成手続きについて配慮していきます。</p> <p>また、「〇〇教育」については、国や都の教育施策として実施すべきものを精査して取組を求めています。毎年度の教育課程編成・実施・管理説明会において、取り組むべき教育課題を整理して示すことにより、各校で効果的・効率的に実施できるようにしています。</p> <p>現代的な諸課題に関する教育については、子供や地域の実態等を考慮し、学校の特色を生かした目標を立て、教員の過度の負担とならないよう指導の重点化を図り、適切に教育課程に位置付けて実施していくことが重要と考えています。</p>
教員が行う事務の見直し・縮減	79	〇〇教育のような名で教える内容が増え、それを教えるための準備時間が足りないと感じている。 また、〇〇教育を授業時数に入れると、教えるべき教科の時数が足りなくなるため、未履修を避けるために6時間授業が増える等、長時間労働に結びついている。	小学校関係者	
	80	担当部署からの通知の訂正が多く、二度手間三度手間になる。十分な点検を行って欲しい。 生徒への周知依頼と併せてリーフレットの配信用電子データが送られてくるが、都から直接全都立学校生徒に一括で配信してほしい。その都度配信の際の文面を考えてTEAMSにアップロードするなど、手間がいくつも発生する状態が負担である。	都立高等学校教職員	<p>生徒への周知については、生徒が所有する機器の本来の使用目的や通知等の内容について学校の判断を必要とすることから、直接配信ではなく、学校長への通知としています。</p> <p>今後は、学校を通して生徒に周知を依頼する場合においても、AIの活用による、文書作成の負担軽減について検討していくなど、学校に負担がかからない方法を検討していきます。</p> <p>なお、通知文の内容につきましては引き続き、十分に確認を行うことを徹底していきます。</p>

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
教員が行う事務の見直し・縮減	81	<p>本当に必要か疑問を抱く調査があり、調査の縮減をしてほしい。教育委員会が実施する調査について、重複する内容のものが複数の部署において実施されている場合もある。現場に依頼する調査を一括して管理する部署を置く必要がある。データベースの活用なども必要。</p> <p>依頼文の送り方や提出方法が発出する部署によってバラバラであったりして非常にストレスである。また、例年行っている、申請や調査については、変更があった点のみ回答を行うシステムを導入して欲しい。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員</p>	<p>都教育委員会は、学校に対する調査の縮減については、平成31年3月に「教育庁調査ルール」を定め、縮減に取り組んできたところです。しかしながら、未だ多くの調査を行い、調査への回答等の事務について負担を感じる教職員が多いことを踏まえ、改めて視点を整理し、調査の縮減、見直しに取り組んでいるところです。</p> <p>なお、見直しに当たってはICTの活用も有効です。FormsやLogoフォームといったツールが利用可能となったことから、今後、各学校において効率よく回答することができるように、教育庁内及び区市町村教育委員会への普及促進を図ってまいります。</p>
	82	<p>調査について、国、都、市区町村と形式は違っているが内容が似たようなものがあり、負担を感じるため、統一した調査を実施してほしい。また、意味があるかわからない調査・アンケートは廃止してほしい。</p>	<p>小学校関係者 中学校関係者 高等学校関係者 特別支援学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）</p>	
	83	<p>日々様々なメールが何通も送信されてきて、その処理にかなりの時間と労力を使う（特にチラシの配布は過剰な数に上る）。</p> <p>メールを処理していると、校務が滞ってしまう状態になってしまう。</p> <p>Outlookの容量がすぐいっぱいになり、メールを削除しなければならない。容量を増やすか、 unnecessaryな添付ファイルがついているメールは送らないでほしい。</p> <p>教育庁の各課でメールの配信に違いがあり、校長のみに配信されているのか否かわからず、確認作業をしなければならない。各部各課統一し、メールのリード文にどこに配信されているか記されているだけで業務の縮減になる。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員</p>	<p>メールの使用方法について、 unnecessaryなファイルはつけない、ファイルサイズの大きさに留意する、メールの冒頭に必ず配信先の案内を明記するなど、受信先の負荷に配慮したメール送信となるよう庁内に周知します。</p> <p>なお、デジタルサービス局によりTAIMS環境の移行に伴い、個人端末のOutlookのメールボックスの容量は、大幅拡大（0.5GB⇒100GB）が実施されています。</p>
	84	<p>特別支援学校から就労した卒業生に関する調査において、特別支援教育推進室が行っているものと外部団体が各校に依頼してくる調査内容がほぼ同じであり、かなりの手間である。外部団体へは特別支援教育推進室から調査内容を提供することや、関係団体があることができるサイト等に掲載してほしい。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員</p>	<p>都教育委員会が特別支援学校の卒業生について実施している調査は、公立学校統計調査及び学校基本調査の下位項目ないしはその詳細な内容を把握するもので、集計後に各学校に還元することにより進路指導等に資する内容であり、一部公表していない項目もあることから、現在、外部団体への提供は行っておりませんが、今後、就労関連の委員会等において、その在り方等について検討してまいります。</p>
	85	<p>保護者の対応などについて、学校では対処しきれない問題でさえ学校で抱え込もうとする傾向がある。難しい生徒指導や保護者対応のため、児童相談所や警察、弁護士など第三者機関の積極的活用や外部人材の活用が必要。いじめの対応も警察に任せるべき。学校に警察官を一人配置し、問題行為に対する聞き取りは担任でなく外部の専門家が行えばいい。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員</p>	<p>都内全公立学校では、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、「学校サポートチーム」を設置し、学校、家庭、地域、スクールサポーターやスクールソーシャルワーカー等を含めた関係機関等が一体となって取り組んでいます。</p> <p>また、都教育委員会は、「警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項」により、児童・生徒の健全育成及び非行防止活動の効果的な推進、いじめ問題や児童虐待案件の重篤化の防止のため、警視庁との連携の強化を徹底しています。</p>
	86	<p>児童・生徒の問題行動、いじめ問題等で、保護者の依頼を受けた弁護士が介入してくることがある。弁護士からの助言で学校が相手方の弁護士とやり取りするのではなく、相手方の弁護士と直接やり取りするのは弁護士であるべき。弁護士を校内に配置するなど、専門家（弁護士・警察等）が対応するシステムを検討してほしい。</p>	<p>小学校関係者 中学校関係者 保護者 その他（学校関係者・個人・団体）</p>	<p>学校問題解決サポートセンター（教育相談センター）においては、学校だけで解決が困難な問題に対し、弁護士等の意見を踏まえ、解決に向けた助言を行っており、TEPROの「学校法律相談デスク」においても、都立学校で生じる日常的な懸案事項について、弁護士等が学校からの法的な相談に対応するなど、専門家の力を活用し学校を支援しています。</p>

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
教員が行う事務の見直し・縮減	87	スクールロイヤー等（弁護士）と日常的に相談ができる環境を整備してほしい。TEPROの法律相談をうまく活用できていない。	都立高等学校教職員	<p>都立学校で生じる日常的な懸案事項については、TEPROの「学校法律相談デスク」において、弁護士等が学校からの法的な相談に対応していますが、法的な案件が判断が迷う場合であっても、気軽に相談することができる窓口として認知が進むよう、HPや「学校法律相談デスク通信」のメール配信等を通じ、学校への周知に努めています。</p> <p>また、電話以外にも、メールによる簡易な相談を可能にしたり、オンライン相談を導入したりするなど相談方法の多様化に加え、詳細な説明用資料がない場合でも相談に応じるなど、学校の負担を極力抑えるよう工夫しています。</p> <p>今後も、「学校法律相談デスク」に学校が気軽に相談できるよう、周知等に努めてまいります。</p>
	88	朝の電話対応や苦情の多い保護者対応、登下校に関する苦情等に学校・担任は疲弊している。電話対応担当職員を配置するか、可能であれば、都教委がワンストップで苦情等を受け止めるシステムを構築できないか。保護者の苦情に対応する部署の創設や外部への委託はできないか。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	<p>都教育委員会は令和5年9月に、保護者・地域の皆様に対し、学校における働き方改革への理解及び協力を依頼するチラシを作成し、学校への連絡は勤務時間中に対する理解をお願いしたところです。</p> <p>また、今回の「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の策定にあわせて、改めて働き方改革への理解及び協力をお願いしています。</p> <p>引き続き、保護者・地域の皆様の理解促進に努めていきます。</p>
	89	業務時間外、休憩時間中は、電話対応をしなくてもすむよう、留守番電話に設定してほしい。 保護者と学級担任が直接連絡をとらなくてもすむよう、電話を全て取ってくれる専門員を配置するか、教育委員会にコールセンターを作って、そこから各学校に連絡するようにしてほしい。	小学校関係者 中学校関係者 保護者 その他（学校関係者・個人・団体）	<p>なお、都立学校については、子供の当日の欠席連絡に関する朝の電話対応などについて、電子化を順次進めています。区市町村立学校においてもこうした取組が進められています。こうしたシステムの導入や教育委員会による電話対応については、学校を所管する区市町村教育委員会による判断となりますが、デジタル化等により教員の負担軽減が可能と考えております。</p>
	90	担任と担任外について、業務量及び精神的な負担に大きな差がある。 担任業務と分掌業務を並行して行うことがないような人員配置を行うか、学年の中で担任を行う教員と分掌を行う教員で分ける必要がある。 また、学級経営の担任教諭と教科指導の教諭を別々に設けるべき。 管理職については、カードシステムの導入により、超過勤務の状況が明確にわかるはずなので、その状況を踏まえて役割分担の適正化に努めるべき。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	<p>各学校では、学校長が所属教員の構成や適性を踏まえ役割分担を行った上で、組織的に学校経営を推進しています。都教育委員会としても、教務主任や進路指導主任、ICTリーダーなど負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減する取組を実施しています。</p> <p>また、都教育委員会は、学校長に対し、教職員の在校等時間をカードシステム等により客観的に把握した上で、休憩時間や休日の確保等、労働法制を遵守することや、教育職員の健康確保に向けた取組を促進することに努めるよう、通知しています。</p>
	91	業務の精査も大切であるが、1人の職員がマルチタスクを請け負うことを減らすことも業務効率化につながると思う。例えば、①授業部（授業のみを担当する部署）、②生徒対応部（担任業務）、③行事部（行事の企画・実行）と校務分掌を切り分けてはどうか。授業、生徒対応、行事の運営など、1人で全てを担っている現状があり、1つの業務を深掘りできない現状もある。2年に1度、部を異動すれば、いろいろなことを集中して経験できるので、若手教員にとってもメリットがあると思う。	中学校関係者	<p>学校の組織編成については、学校管理規則等により、各学校長に委任されており、校務分掌の編成・決定は、校長が自ら責任をもって行う必要があります。</p> <p>授業実施や生徒指導、行事運営等、いずれも若手教員が身に付けるべき最も基本的なスキルであり、教員としての資質・能力を磨く上で、可能な限りこれらの様々な業務経験を積む必要があります。</p> <p>こうした考えの下、各学校では、学校長が教員の構成や適性を踏まえ、校務分掌を編成・決定しています。</p>
92	若手教員については、ベテランよりも授業準備の時間を確保することが必要。そのために若手教員の分掌軽減や部活動の顧問にしないなどの対応が必要である。	小学校関係者	<p>各学校においては、学校長が、教員の構成や適性を踏まえ、校務分掌を編成・決定しています。都教育委員会としては、教材の共有化や指導教諭の授業動画の配信など、若手教員等の授業準備等に要する負担軽減に努めてまいります。</p>	



「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
教員が行う事務の見直し・縮減	93	「副校長等の業務の権限移譲等」とあるが、この「権限移譲」により教員の負担が増加してはいけない。	小学校関係者 保護者 その他（学校関係者・個人・団体）	業務の権限移譲については、各職層の教員に求められる役割や全体のバランス、負担等を考慮の上、今後、検討してまいります。
	94	<p>入学選抜に関する業務（問題作成、監督・警備・誘導業務、採点等）は外部委託や専門の補助員を置いてほしい。もしくは、都教育委員会が専門チームをつくり対応してほしい。</p> <p>自校作成以外はマーク方式を採用しているため、各学校の教員が採点業務を行う必要はない。</p> <p>入学選抜結果に関する調査について、すでに回答している資料から教育委員会でわかる内容についても次々に調査がきているので、既に回答した資料を活用して分析調査等をしてほしい。</p> <p>入学選抜に関する調査・提出物が数多く、部署によって周知方法や提出方法も様々である。</p> <p>推薦入試選抜における集団討論をなくしてほしい。相対評価の採点も複雑で教員の負担が大きい。</p> <p>転学・編入学試験問題作成については都教委で実施してほしい。</p>	都立高等学校教職員	<p>入学者選抜に関わる施策や業務についてはこれまでも様々な改善に努めてきたところですが、今後も検証を行い、誤りのない適正な入学者選抜の実施を第一とした上で、業務削減についても検討します。</p> <p>令和6年度都立高校入学者選抜（推薦に基づく選抜）における集団討論については、必要と判断した学校において実施することとしました。評価については、あらかじめ定められている方法で適切に実施していただきたいと考えています。</p> <p>転学・編入学募集については、各都立高校における学習状況に合った検査問題を作成する必要があります。また、都立中等教育学校及び都立中学校では、小学校長から提出された報告書及び検査等の結果により入学者の決定を行っています。このため引き続き、各学校での対応をお願いしたいと考えております。</p>
	95	中学受験のための報告書を書くのに多くの労力を費やしている。学校ごとで様式バラバラで、中でも書くことが多いのが公立の中高一貫校。報告書を廃止するなど対策してほしい。	小学校関係者	
	96	入学者選抜における調査書記載事項を、中学校から高校へデータで提出できるようにしてほしい。紙の記載事項を入力して点検するのに時間と労力を省くことができる。	都立高等学校教職員	調査書等の提出方法については、これまで中学校や高等学校の意見も伺いながら決定してきました。また、都立高校入学者選抜ではインターネット出願を導入しましたが、将来的に調査書等の書類も含めた電子化を目指しています。しかし、自治体ごとに導入されている校務支援システムが異なることや入学者選抜に係る機密性の高い情報の扱い方など、現段階では電子化に向けた諸課題があり、様々な検討・調整が必要な状況です。
	97	<p>教員が担う業務の精査の一環として、都立高校の入学者選抜に関する中学校側の事務負担を軽減について、ぜひ取り上げてほしい。</p> <p>都立高校の入学者選抜に関する事務は3学年の教員の大きな負担であり、年度後半の長時間労働の大きな原因となっている。中学校からの調査書提出の見直しや、出願に当たっての中学校の承認、出願資格の確認を見直してほしい。</p>	中学校関係者	<p>また、都立高等学校の入学者選抜に当たっては、これまでも、都内中学校の校長先生には、志願する生徒の応募資格を確認し、入学願書に公印を押していただけてきました。インターネット出願導入後は、公印を押す代わりに「都内の中学校長は、志願者が出願サイト上に入力した事項及び添付された写真が本人のものであること並びに志願しようとする都立高校への応募資格があることを確認」し、その上で「承認の登録」をしていただくように実施要綱で定めています。</p>

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
教員が行う事務の見直し・縮減	98	<p>定期考査は授業準備とともに採点や成績をつける必要がある。定期考査後に生徒を登校させず（授業のない日）に採点業務に専念できる日を設けるべき。</p> <p>または、採点・監督等の業務自体をを外部委託したり、外部人材の活用ができないか。</p>	都立高等学校教職員	<p>都立高校等においては、令和3年度から定期考査採点・分析システムを導入しており、定期考査や小テストの採点業務の効率化を図っています。</p> <p>なお、令和4年度に、文部科学省が実施した調査によると都内の8割以上の区市町村において、学習評価や成績処理について、ICTを活用した、事務作業の負担軽減が図られています。具体的には、千代田区や東村山市等においてシステムを導入済みであり、こうした事例について、区市町村教育委員会との共有を図るなど、区市町村教育委員会における取組を支援してまいります。</p>
	99	<p>テストの採点に係る負担軽減のため、採点を担う専門人材の配置や採点業務の外部委託、採点ソフトの導入等、進めてほしい。</p>	小学校関係者 中学校関係者	
	100	<p>進路指導については教員（担任）ではなく、専門のアドバイザーを各校に配置するとよい。調査書作成も同様である。</p> <p>特別支援学校高等部の卒業生について、一部の学校では職場定着専門員を配置しているが、全ての学校に専門員を配置してほしい。</p>	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	<p>進路指導や調査書の作成については、日頃から生徒の指導に関わり、生徒のことをよく理解している教員が担うことに意義があると考えます。</p> <p>なお、都立特別支援学校においては、卒業した生徒の職場定着のために、令和3年度より就業技術科設置の5校において就労移行支援（職場定着）チームによる支援を行っています。今後、これまでの取組について成果を踏まえて検証し、役割を明確にしていきます。</p>
	101	<p>宿泊防災訓練を廃止すべき。負担が大きいわりに意味を感じない。</p> <p>宿泊行事について、宿泊先の検討は学校に任されているが、担当教員が宿泊先を探すことに苦労している。外部への委託または廃止が必要。</p> <p>校外学習についても施設との調整が負担であり外部委託が必要。</p>	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	<p>現在、都立高校では宿泊防災訓練を現在実施しておりません（令和3年度から、地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練を実施）。特別支援学校においては、障害のある児童・生徒が、災害時に安全に落ち着いて避難生活を送ることができるよう、毎年度宿泊防災訓練を実施することとしており、各校からは、防災への理解や対応を体験的に学ぶ場として有効であるとの意見を聞いています。参加学年や人数は、各学校の教育計画に合わせて判断できるようにしており、移動教室に替えて宿泊防災訓練を実施するなど、行事の精選を工夫する学校もあります。今後も、学校の実情や児童・生徒の実態に応じた実施を支援していきます。</p> <p>また、都立高校が主体となって実施する宿泊行事や校外学習等については、教育活動の内容や生徒の実態を踏まえ、各学校の判断により実施されるものと考えます。都立特別支援学校における、宿泊行事、校外学習の実施については、児童・生徒の障害の状態に応じた様々な配慮事項等が必要であり、実施計画立案には特別支援教育の専門性が求められます。</p> <p>今後、学校間で宿泊先や施設との調整に関するノウハウを共有できるようにするなど効果的な実施について検討するとともに、区市町村立学校については、区市町村教育委員会と連携し、各学校の実態等を把握した上で、好事例の共有を図るなど、解決策を検討してまいります。</p>
	102	<p>宿泊行事や校外学習の企画や手配に手間がかかりすぎるため、外部委託をするべき。</p> <p>旅行会社やバス会社とのやりとりを教員が直接担う必要はない。</p>	小学校関係者 中学校関係者	
	103	<p>日本学生支援機構の奨学金申し込みは「基本的には学校以外が担うべき業務」とするべき。</p> <p>奨学金の説明や書類のチェックなどは教員が時間を割いて行っており負担となっている。家庭の経済的問題を取り扱うため、教育者である教員が担うものではないと考える。</p> <p>本来は日本学生支援機構が行うべき業務を教員の負担によって成り立たせており、東京都教育委員会から文部科学省や日本学生機構に働きかけをすべき。</p> <p>日本スポーツ振興センターの給付申請についても負担軽減が必要。</p>	都立高等学校教職員	<p>奨学金の申込みにおける手続などにおいて、教員に負担がかからない仕組みを構築するよう、国と連携し、日本学生支援機構に働きかけることについて検討していきます。</p> <p>なお、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の請求事務手続については、学校管理下における児童・生徒等の災害（負傷・疾病・障害又は死亡）について、災害の状況や医療等の状況を把握しているのは学校であることから、学校において「災害報告書」を作成し、「医療等の状況」等の情報を入力・申請し、学校設置者へ提出することになっています。</p>

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
教員が行う事務の見直し・縮減	104	<p>留学関係の資料が全て学校に送られて、窓口を全て学校で行うが、教員がやるべき仕事か疑問。 トビタテ留学JAPANは学校を介さず、希望生徒とトビタテ留学JAPANの事務局が直接やりとりするようにしてほしい。</p>	都立高等学校教職員	<p>「トビタテ！留学JAPAN」は、文部科学省及び（独）日本学生支援機構の事業であり、「在籍高校等が本制度への応募を認めるかどうかや、応募を希望する生徒等の留学計画を教育上有益な学修と認めるかどうかは、各在籍高校等が判断します。」と示されており、学校を介することは事業の趣旨に深く関わるものであると捉えています。 引き続き学校において、適切な対応をお願いしたいと考えています。</p>
	105	<p>検定試験などで外部の事業者が学校を試験会場として提供する場合に教員が会場設営などする必要がないようにしてほしい。 昨年度から始まったESAT-Jについても会場設営などを学校が担っているのは疑問である。外部機関の試験を利用する以上、外部機関だけで会場設営などを行うべき。</p>	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	ESAT-Jの会場設営等については、会場となる都立学校の負担が軽減されるよう、さらに事業者と調整してまいります。
	106	<p>学校外の外部団体が主催する駅伝大会やコンクールなどの申込みは、学校以外が担うべき。学校を経由させる必要はない。</p>	小学校関係者 中学校関係者	都教育委員会として、各種団体等に対するメッセージを発信するなど、協力を要請してまいります。
	107	<p>児童・生徒下校後、毎日校舎内全ての見回り（教室・会議室・講義室・体育館等の戸締りや空調のスイッチ確認）を教員が日直で行っている。1回1時間程度かかり、大きな負担となっている。外部人材に委託等できないだろうか。また、施設の安全点検についても知識のない教員が実施している場合もあり、業者等に委託する必要がある。 施設開放は、受付窓口を外部に委託し学校の負担を軽減するべき。</p>	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	<p>各種法令に基づく点検業務は、児童生徒等の安全を確保する上で必要不可欠なものであると考えていますが、令和6年度以降、校舎の施設等の業務を実施することが可能な都立学校用務専門員の配置を拡大することで、負担軽減を図っていきます。 また、都立学校施設開放については、開放実績を踏まえつつ、受付等に係る事務手続の電子化促進など、様々な効率化に向けた検討をしていきます。</p>
	108	<p>プールの管理（水質管理、清掃等）は負担が大きいため、外部委託をするか、プールの利用について外部施設を利用するべき。</p>	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	<p>都立高校等の学校プールの維持管理業務については、都立学校教育部でマニュアルを作成し、一部の業務では経営企画室も関与するなど、各学校が組織的に対応しています。 現在でも、プール清掃・プール循環ろ過装置定期点検等、維持管理業務の一部を委託していますが、毎日・毎授業時間の水質管理・目視等が必要なこともあり、全面的な委託ははじまないと考えています。</p>
	109	<p>水泳指導、プールの管理は外部委託すべき。 夏休みのプール指導も教員の負担になっており、指導経験のある地域人材が指導に入れるよう、財政的支援が必要。</p>	小学校関係者 中学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	<p>日常の体育授業における水泳指導については、各学校の教員が行うべきと考えています。 夏休みのプール管理や地域人材の活用については、区市町村教育委員会と連携し、各学校の実態等を把握した上で、好事例の共有を図るなど、解決策を検討してまいります。</p>
	110	<p>清掃業務等教員以外でもできる業務を外部委託できないか。</p>	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	<p>清掃業務について、都立学校では既に外部委託しています。学校現場において、どのような部分が未だに負担となっているか把握に努めていきます。 また、区市町村立学校における清掃業務の在り方については、学校設置者である区市町村教育委員会において検討するものと考えています。</p>
	111	<p>校内清掃やごみ収集は、用務員が行うか、外部委託をすべき。</p>	小学校関係者 中学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	<p>教育委員会によっては、民間事業者や障害者就労施設等に外部委託して実施している例もあり、こうした事例を共有するなど、区市町村教育委員会を支援してまいります。</p>

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
教員が行う事務の見直し・縮減	112	学校徴収金や授業料にかかわる書類の説明や金銭のやりとりを教員が行うのは負担が大きくリスクもあるため、事務職員職員が担うか専門のスタッフを導入すべき。ただし、事務職員が担う場合は負担が大きいため、増員が必要。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	都立学校においては、平成17年以降「学校徴収金事務手引」を策定しており、毎年度改訂を行っております。その中で、積立金会計・給食会計・生徒会会計の収納業務については、「経営企画室」で実施することとなっております。
	113	会計に関する業務が教員の大きな負担となっている。 学校徴収金の徴収・管理を公会計化するなど、会計業務は学校を一切挟まず各教育委員会と保護者とで直接やり取りすべき。 区市町村に対し、都として指導をしてほしい。	小学校関係者 中学校関係者 保護者 その他（学校関係者・個人・団体）	また、奨学金支援に関するシステムの再構築による事務の効率化や、TEPROを活用した就学支援金等事務支援業務等、事務職員の負担軽減を図るための取組を推進しております。 なお、区市町村立学校の管理運営については、各区市町村教育委員会において行われているところですが、都教育委員会はこれまで、学校徴収金システムの導入経費補助等、区市町村教育委員会の取組を支援してきたところです。
	114	特別支援学校における、児童・生徒下校時の放課後等デイサービスへの引き渡し（放課後等デイサービスの送迎車の誘導や送迎が来るまでの間の児童生徒対応等）については、学校が担うものではない。	都立特別支援学校教職員	下校前の児童生徒に対する学校管理下での対応は学校の業務となりますが、車両の誘導等については各学校において放課後等デイサービス事業者と調整の上、事業者との役割分担を図っていただいているものと考えております。 都教育委員会としても、学校における働き方改革への理解及び協力が得られるよう、必要に応じ、放課後等デイサービス事業者に対する呼びかけを行っていきます。
	115	地域のボランティア活動へ教職員が参加をすることで、日常の業務体制に影響がでている。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	都教育委員会は令和5年9月に、保護者・地域の皆様に対し、学校における働き方改革への理解及び協力を依頼するチラシを作成し、地域の行事に教員が参加できないことがあることなどについて理解を求めました。
	116	地域行事は大きな負担。地域行事への強制的な参加をなくすほか、管理職が地域行事への参加を断ることができるよう、教育委員会が支援する必要がある。	小学校関係者 中学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	引き続き、保護者・地域の皆様の理解促進に努めていきます。
	117	特別支援学校におけるスクールバスに係る業務（バスの誘導、乗降安全管理など）について、専門の職員を配置するか、外部委託をする必要がある。学校では、トラブルが発生した場合に備え、朝はスクールバスが動き出す前から教員が職員室に控えており、負担となっている。 また、専用通学車両に関する調査（毎日の専用通学車両内での吸引回数を個々に集計）も負担となっているため、調査の縮減や電子化による効率化、教員以外による対応などが必要。	都立特別支援学校教職員	特別支援学校のスクールバス運行に係る業務については、今年度から安全運行支援員を順次配置し負担軽減を図っております。 また、医療的ケア児専用通学車両に関する調査については、その乗車実績を予算要求および議会への報告資料として活用しております。 ご指摘の点も踏まえまして、次年度からの本調査の回数及び回答事項について、改めて検討してまいります。
	118	学校のPR（中学校への出前授業等も含む）は、特に若手教員に大きな負担となっている。 HPやツイッターを作成、更新する専門員の配置が必要。専門知識のない教員が担当するのは負担が大きい。 また、学校説明会も回数制限やWebで公開するなど負担軽減すべき。授業公開日もあるので、説明会を何度も開催する意義は低いと考える。	都立高等学校教職員	出前授業等は、教員本人の能力開発及び学校の特色を知ってもらうために意義のある取組と考えます。 HPやX（旧Twitter）作成の負担軽減を図るため、令和6年度に作成のポイントやHPを見られる工夫・仕掛けについて説明動画を作成し、配信する予定です。 学校説明会については、映像等では十分に伝えることの難しい学校や生徒の様子を生徒や保護者に直接体感してもらうための重要な機会であり、生徒・保護者からも「学校の雰囲気を知りたい」という希望が多く、WEB公開を充実したとしても必ずしも学校説明会の開催回数の削減にはつながらないと考えます。 都立高校等合同説明会については、様々な学校の説明を一度に聞くことができる等、中学生やその保護者にとって意義のあるものと考えております。

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
教員が行う事務の見直し・縮減	119	<p>病休や育休など休暇や休業を取得する制度は整っていると思うが、抜けたところを補充する人員やシステムが不十分であるように思うので、システムを改善する必要があると思う。</p> <p>時間講師や臨任・産休代替等の確保は副校長が担うべきである仕事ではなく、都教育委員会が行うか、TEPRO等に外部委託して行うべきである。</p>	都立高等学校教職員	<p>都教育委員会は、採用候補者との折衝を支援する採用マッチング支援システムを令和5年7月より稼働しました。これにより、曜日等の希望の条件で候補者が検索可能になるほか、候補者名簿のデータの随時更新、システム内で候補者との質疑応答等が可能になるなど、利便性の向上を図り、折衝業務を支援しています。</p> <p>また、折衝支援業務についても令和5年度よりTEPRO（東京都教育支援機構）に委託を開始しており、学校からの要望に応じて候補者への連絡や提示といった支援を行っています。</p>
	120	<p>TEPROやマッチングシステムも稼働しているが、いまだに名簿を頼りに副校長が電話やメールで人材を探している状況。人事情報のデジタル化をさらに促進させ、効果的なマッチングをできるようにしてほしい。また、事務職員の代替職員もTEPROに紹介していただきたい。</p> <p>（TEPROに人材を紹介してほしくて相談したが人手不足のため紹介してもらえなかった。人材探しも含めてTEPROにお願いしたい。）</p>	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	<p>TEPROの人材バンク事業では、教職員の事務支援を行う外部人材の紹介を行っており、地域の主婦・主夫層を狙った公民館・図書館へのチラシ配布、企業退職者への働きかけ等の広報活動によるサポーター確保に努めており、求人掲載に当たり応募条件を広げるため、時間や曜日等の柔軟な対応を学校等にお願いしています。引き続き、地域人材確保のための広報活動強化、研修によるサポーターの資質向上に取り組んでいきます。</p> <p>また、臨時的任用教員や時間講師の確保支援を行う、採用マッチング支援システムについては、効果的な利用のためにマニュアルの整備や機能改善を行う予定です。</p>
	121	<p>業績評価の授業見学について、80名の教員がいる場合、200日の授業日に240回もの授業見学が必要となる。やり方の工夫ではなく基準の見直しが増員が必要。（管理職）</p> <p>学期ごとの授業観察については1回で十分である。（一般教員）</p>	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	<p>自己申告は、当初申告で学校経営方針（計画）を踏まえた職務目標を自ら設定し、中間申告で取組状況と成果を確認して年度末までの取組内容に対する指導・助言を受け、最終申告で達成状況を確認して次年度の職務目標の設定に向けた指導・助言を受ける流れとしており、年3回行う必要があります。</p> <p>また、授業観察は、校長及び副校長が、教育職員の主たる職務である授業の観察を通して、教育職員の学習指導や学級経営等の状況を適切に把握するために実施するものです。回数については、学校の実態や教育職員の職務等を踏まえつつ、少なくとも年2回以上は実施するようお願いしています。観察の方法については、校長と副校長が分担して行うなど、各学校で判断しています。なお、指導案の提出については必須としておりません。</p>
	122	<p>自己申告とそれに伴う授業観察を毎学期行う必要はあるのか。特に授業観察は、指導案を求められるため負担である。</p>	小学校関係者	<p>自己申告は、当初申告で学校経営方針（計画）を踏まえた職務目標を自ら設定し、中間申告で取組状況と成果を確認して年度末までの取組内容に対する指導・助言を受け、最終申告で達成状況を確認して次年度の職務目標の設定に向けた指導・助言を受ける流れとしており、年3回行う必要があります。</p> <p>また、授業観察は、校長及び副校長が、教育職員の主たる職務である授業の観察を通して、教育職員の学習指導や学級経営等の状況を適切に把握するために実施するものです。回数については、学校の実態や教育職員の職務等を踏まえつつ、少なくとも年2回以上は実施するようお願いしています。観察の方法については、校長と副校長が分担して行うなど、各学校で判断しています。なお、指導案の提出については必須としておりません。</p>
	123	<p>生徒の定期健康診断において、医師や看護師の人員確保を各校でしなければならない現状がある。担当者は円滑な健康診断実施のために人員確保に膨大な時間と労力を費やしている。各学校の担当者に多大な負担がかかるシステムは早急に改善が必要である。</p> <p>また、健康診断の個人データの入力負担となっている。そもそも、健康診断は生徒の健康状態等の極めてパーソナルな情報を、一般教員が見聞きすることになっている。専門の医療機関に生徒を引率することで解決できるのではないかと。</p>	都立高等学校教職員	<p>児童・生徒の健康診断については、学校保健安全法において、「学校においては、健康診断等に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」（第5条）、「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない」（第13条）と定められています。さらに同法施行規則において、学校医の職務の準則に「法第13条の健康診断に従事すること」と規定されています。こうしたことから、都立学校においては、学校医、学校歯科医が任用されており、健康診断に従事しています。</p> <p>臨時医師や臨時看護師の人員確保については、都教育委員会からも地区医師会や学校医にも御協力をお願いしておりますが、今後、効率的な実施に向けて、引き続き検討してまいります。</p>

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
教員が行う事務の見直し・縮減	124	<p>個別の業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校における、個別の指導計画の書式が学校それぞれなので統一して欲しい。生徒の名前、出席番号などを何度も入力しなければならない。名簿から自動で入力される仕組みにしてほしい。</li> <li>・スキルアップ講座・オンライン英会話について、現場教員が講師対応・生徒指導・名簿作成などの追加の業務に追われている。</li> <li>・週案を廃止できないか。</li> </ul>	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	<p>○個別指導計画の作成は、各校で障害種や児童・生徒の実態に応じて必要な様式を定め作成できるようにしています。東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画で個別指導計画の在り方について検討を進めており、今後、書式も含め効果的な活用について示していきます。</p> <p>○スキルアップ推進校における講座が円滑に実施されるためには、教員の方々の協力がなくてはならないものですが、過度な負担とならないよう学校・事業者と調整して進めていきたいと考えております。また、オンライン英会話についても事業実施に当たって、教員の業務の負担が軽減されるよう調整していきます。</p> <p>○週案について、都立学校では東京都立学校の管理運営に関する規則第15条の2（年間授業計画等の作成）により、学校は、年間授業計画に配慮して、週ごとの指導計画を作成するものとしています。週ごとの指導計画については、作成状況や活用について現状や課題を把握し、高校、特別支援学校と合わせて検討していきます。好事例については、区市町村教育委員会へも共有していきます。</p> <p>○都独自の学力テストは、令和5年度で廃止とします。 体力テストは、調査結果を把握・分析することにより、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立させるため、継続します。 なお、令和6年度から、調査をデジタル化することにより、教員の業務軽減等を図ります。</p> <p>○就学時健康診断は、学校保健安全法に基づき、区市町村教育委員会が就学事務の一環として行っております。</p>
	125	<p>個別の業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週案を廃止できないか。</li> <li>・一斉学力テスト・体力テストは廃止してほしい。</li> <li>・就学児前健康診断について、役所で実施すること</li> </ul>	小学校関係者 中学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	
	126	<p>事務職員の負担軽減について、早急に進めてほしい。知事部局では電子化されているものが教育庁では電子化されていない。技術的には可能ではあるのだから、重点的に進めてほしい。また、教員の行う事務を見直した結果、事務職員の仕事になってしまえば本末転倒である。 庶務事務関係の集約化には賛成。一校に一人よりまとまって業務をするほうが効率的だと感じる。</p>	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	<p>事務職員が、学校組織において総務・財務等に通じる唯一の専門職として、より主体的・積極的に校務運営に参画できるようにするには、事務職員の業務についても負担軽減と効率化が必要です。 そのため、都立学校では、諸手当の認定について、令和6年3月から電子化を実施予定です。また、年末調整については、行政職員の総務事務センターの業務の状況を把握するなど、事務の集約化に向けた課題整理に取り組んでまいります。</p>
	127	<p>年末調整事務の外部委託化により、業務負担が大幅に軽減される。 年末調整事務について、事務職員が教員から書類を集めて行うのではなく、民間企業のように、各教員がスマートフォンやパソコンでできるようオンラインサービスを導入するなど、事務職員の負担軽減を進めるべき。</p>	小学校関係者 中学校関係者	
	128	<p>学校運営連絡協議会の評価アンケートについて、作成、集計を外部委託にしてほしい。または、都で一括で集約、集計してほしい。</p>	都立特別支援学校教職員	<p>学校運営連絡協議会の評価アンケートにつきましては、デジタルサービス局で提供されているLoGoフォームを活用することにより、集計作業に係る労力を大幅に削減できると考えています。</p>

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
教員が行う事務の見直し・縮減	129	学校に設置される「委員会」は、集約・簡略化・見直しを進めるべき。あまりにも校内の委員会が多いため、会議時間のみならず、外部委員招聘の労力や、会議設営にかかる負担が相当なものとなっている。	都立高等学校教職員	校内委員会につきましては、学校が直面する課題等に応じて、校長が必要と認めたものを設置するものです。 委員会における会議については、オンライン化により効率化を図っている学校や、会議の進め方を工夫し、時間の短縮に取り組んでいる学校もありますので、そういった好事例を周知してきます。
	130	連絡会や協議会、報告会等、必要以上に管理職の出席を求めない。無駄ではないがあまり有益ではない会議に副校長が出席せねばならないため、副校長は勤務時間外にルーティンワークを行わなければならない。	都立高等学校教職員	校長会及び副校長連絡会は意見交換の場にもなっており、必要な機会であると考えます。目的や内容等に応じてオンラインで開催するなど、引き続き、開催方法等の工夫に取り組んでまいります。
	131	教員の負担を考えると、通知表を廃止し、授業に専念できる環境を整えてほしい。テストを見れば学力はある程度分かるし、学校の様子を知らせるのであれば、個人面談で十分と思う。 通知表の作成は、学校長判断で実施することになっているかと思うが、校長が廃止する決断をするのは厳しい現状がある。 都教育委員会として、トップダウンでやらなければならないこともあると思う。	小学校関係者 中学校関係者	通知表は、校長が教育委員会の方針や学校の実態等を踏まえ、校長の権限の下、作成等されているものです。 なお、所見欄を3学期のみとするなど、工夫に取り組んでいる教育委員会や学校もあることから、こうした事例を区市町村教育委員会に紹介してまいります。
DXの推進	132	新たなシステムを導入するのに、学校の実態に合っていなかったり、使いこなすのに大きな労力が必要となる。システムを構築する際は使う側が使いやすいことを第一に構築して欲しい。 保護者コミュニケーションシステムについて、欠席連絡等、保護者との連絡をオンラインで完結させるツールを提供してほしい。 採点・分析システムについて、読み込みがうまくできず手がかかっている。 都立学校統合型学校支援システム（C4th）について、入力を生徒がオンライン上から行って出欠をとれるようにしてほしい。毎日、教科担当・担任が確認するのはかなりの負担である。また、C4thの導入により、事務作業がさらに煩雑化している。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	各種システムについて、導入時はもちろん、運用開始後の改修等にも、現場の教員の声を可能な限り反映できるよう、努めています。 保護者コミュニケーションシステムについては、欠席連絡等、保護者と学校との連絡のオンライン化を図るため、令和6年1月から段階的に運用を開始しています。 採点・分析システムについては、毎年バージョンアップを行い、システムの改善を図っています。不具合等については、具体的な内容をヘルプデスクもしくは本庁担当者宛てに連絡すれば対応する体制をとっています。 都立学校統合型校務支援システムの出席管理は教員の校務のため、生徒が直接入力することはできません。将来的な業務の簡便化については、TAIMS更改によるシステムクラウド化の動向も見据えながら検討していきます。 今後も引き続き現場の意見を踏まえながらシステムの構築を行ってまいります。
	133	新たにシステムを導入しても活用できていない。学校現場に導入するに当たって活用する人材や現場の研修時間の確保等をしてほしい。一方、頻繁にシステムを変更すると、そのたびに研修や問い合わせが増え、負担が増してしまう。	中学校関係者 高等学校関係者 特別支援学校関係者	都立学校では、統合型校務支援システムについて、業務内容の実施時期に応じた説明会を実施するとともに、説明会の様子をアーカイブ動画にしていつでも閲覧できるようにしています。また、都立学校全校にデジタルサポーター（ICT支援員）を常駐配置するとともに、適切な研修や説明会等を実施し、学校を支援しています。 区市町村立学校に導入するシステムについては、設置者である区市町村教育委員会が、研修の実施等、円滑な導入のための取組を行うべきものと考えております。 なお、都教育委員会としては、学校におけるデジタルの利活用を推進するため、ICT支援員の配置費用について、国の地方財政措置に加え、区市町村教育委員会に対する補助を実施し、その取組を支援しています。

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
DXの推進	134	教員系の人事システムがアナログである。人事給与システムと行政系人事システムの統合など改善してほしい。	都立特別支援学校教職員	行政系職員と教員系の人事制度が異なり、現システムの構成も大きく異なるため、人事システムを統合することは困難です。都教育委員会として、今後のシステム再構築に向けて参考とさせていただくとともに、行政系職員の人事システムを所管する総務局ともいただいた意見を共有してまいります。
	135	まだまだ授業でのICTの活用が普及していない。 オンライン学習デーは非常に良かった。ICT活用にもつながる。	都立高等学校教職員	オンライン学習デーについては、令和6年度も引き続き、今年度と同様に実施する予定です。
	136	個人情報保護やセキュリティレベルの堅持はもちろん大切なことだが、それが過ぎるあまり、PCの互換性がないことにより、データを移す作業に膨大な作業手順を要し、莫大な作業量と時間を取られる。セキュリティ面で対策できるならばICT系統（学習）とTAIMS系統（内部事務）が連携できると業務が行いやすい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	情報漏えい等の防止のため、必要な技術的対策や意識啓発等を通じた人的対策等に取り組む必要があります。今後も、業務効率も考慮の上、必要な対策を引き続き実施していきます。なお、今後に予定されているTAIMSの環境移行について、適宜情報提供を予定しています。
	137	クラウド上に保護者コミュニケーションシステムや電子教務手帳などを追加整備する工程をスピードアップしていただきたい。	都立高等学校教職員	保護者コミュニケーションシステムについては、令和6年1月から運用を開始しました。ご活用のほど、よろしくお願いたします。 他のシステム整備については、各学校からの要望や予算等の状況を踏まえながら検討してまいります。
	138	庶務事務システムによって、自分の総勤務時間が分かるように改善してほしい。毎月の総勤務時間・時間外勤務時間数がトップ画面に表示されるだけで、職員の意識改革はかなり進むはずだと考える。 各校の職員の勤務状況を、管理職が職員にフィードバックすることを義務付け、職員は、自分の勤務時間と学校全体の在校等時間の両方が把握できれば、意識改革につながると考える。 また、各学校の集計結果をまとめて公表することで、働き方改革が一層推進されると考える。	都立高等学校教職員	都立学校においては、令和4年9月に導入した庶務事務システムにより、各教職員が自身の時間外在校等時間をリアルタイムで客観的に把握することができます。 また、都教育委員会は、学校長に対し、教職員の在校等時間をカードシステム等により客観的に把握した上で、休憩時間や休日の確保等、労働法制を遵守することや、教育職員の健康確保に向けた取組を促進することに努めるよう、通知しています。 さらに、都立学校の管理職が、自校と他校の時間外在校等時間を比較することができるよう、在校等時間の見える化について、検討してまいります。
	139	現在のTAIMS端末は画面が小さすぎるため、サブモニターを各教員に支給すべき。	都立高等学校教職員	サブモニターについては、比較的安価で購入することができることから、各学校において、自律経営推進予算を活用して購入していただくことをお願したいと考えています。
	140	給与システムと庶務事務システムを連携し、特殊勤務手当を給与へ自動反映するようにしてほしい。	都立高等学校教職員	教職員人事給与システムの給与機能は令和4年1月から新たに稼働したところであり、現在その安定的な運用に努めているところです。庶務事務システムとの連携については、教職員人事給与システム再構築に向けての今後の検討課題と認識しています。
141	東京都公立学校教員として採用されたのに、他の区市町村立学校に異動するとタブレットや校務支援システムが違う。都内で統一してほしい。	小学校関係者 中学校関係者	校務支援システムについては、都内のほぼ全ての区市町村に導入されており、区市町村によって製品やカスタマイズの状況も様々です。都教育委員会としては、各区市町村の状況を把握しつつ、国の動きも踏まえながら在り方について検討していきます。	



「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
DXの推進	142	デジタル教科書の使用やタッチペン付きタブレットを児童・生徒に支給し課題の提出などの機能を付属させるなどしてほしい。また、児童・生徒用のタブレットが低性能、低耐久で困っている。	小学校関係者 児童・生徒	都内区市町村立学校における児童・生徒用の端末については、各区市町村が国の示した標準仕様に基づき整備しているものと認識しています。今後の更新については、国の補助スキームに基づき、支援してまいりたいと考えております。 また、デジタル教科書の活用については、国において、教育効果や健康面の課題などの検討がされているところである。国の動向を注視し、必要な対応を行ってまいります。
	143	義務制の学校では、各自治体の庁内パソコンと校務パソコンが繋がっていないため、副校長が通知文を変換し校務パソコンに転送するといった作業が必要となり負担となっている。	中学校関係者	各区市町村のICT環境については、各区市町村の方針に基づき整備が進められているところですが、国は現在、校務DXの加速を進めていくとしていることから、都としても好事例を収集・共有するなど、各区市町村の取組の後押しができるよう、検討を進めてまいります。
	144	DX化に当たり、ICT派遣員がサポートとして、利用方法の構築や運用面でシステムエンジニアとして様々に動けるとより一層のDX化が進むと考える。 質の良い支援員を確保し、配置を拡充してほしい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	引き続き、都立学校全校にデジタルサポーター（ICT支援員）を常駐配置し、学校を支援してまいります。また、配置に当たっては、優秀な人材を確保できるよう努めてまいります。
	145	ICT関連の調査について、専門的な用語が多いため、教員によっては内容を理解することが難しいものが多い。デジタルサポーターにお願いしたいが、TAIMSのシステムに入れないので、調査の対応ができるような権限を与えてほしい。 支援員のTAIMSパソコンに制限があるためできない業務が多い。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	令和5年度よりデジタルサポーターを段階的に会計年度任用職員に転換しています。会計年度職員化によりTAIMS端末の使用等が可能となるため、ご指摘いただいた課題は順次解決されていく予定です。
	146	TeamsやC4th等のアカウント管理はICTリーダーの先生にとって負担の大きな作業ですが、教員でなくても可能な業務ではないかと思えます。 また、ICT機器の更新等の作業は、教員の業務ではないと思う。更新に当たっての設置数や設置場所の調査や実際の交換作業等を行うは、専門的な知見がないと困難である。専門の業者に外部委託できないか。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	都教育委員会は、学校におけるデジタルの利活用推進及び教員の負担軽減を目的とし、都立学校へは入力支援員やデジタルサポーター（ICT支援員）を配置し、区市町村教育委員会に対しては、ICT支援員の配置費用について、国の地方財政措置に加え、都教育委員会でも補助を実施しています。 教員がこれらの専門家と連携することができるよう、引き続き、デジタルサポーター等を配置などにより、学校や区市町村教育委員会を支援していきます。
	147	ICT支援員を常駐又は増員してほしい。 ICT端末のごと（アカウント管理、端末の破損・紛失に伴う連絡や報告書作成）を全て担当してほしい。	小学校関係者 保護者	
	148	ICT機器がリースのため、更新作業（データ移行など）をしなければならない。データの移行まで含めて業者にやってもらうか、リースではなく買取で学校の備品にできないか。	都立特別支援学校教職員	それぞれのICT機器の整備方法（リースまたは買取）については、導入時に要する費用や維持管理に伴う負担などの様々な観点から検討し、適切な整備方法を採用しています。
	149	給与明細の電子化は任意ではなく全員としてほしい。	都立高等学校教職員	
	150	給与明細の電子交付を全員必須にすべき。紙での明細だと支給日の数日前に配布されている。一方電子給与明細システムだと支給日にならないと確認できない。実際職場で電子給与明細システムについて話題になった時に「紙よりも明細確認が遅くなるのが困る」と言っている同僚がいた。紙明細とほぼ同時に明細を確認できるようにすれば、利用率も上がるのではないか。	小学校関係者	所得税法上、給与等の支給明細の電子化には本人の承諾が必須となっています。また、紙の支給明細書は給与支給日に確実に本人に対して交付するため、また、給与事務担当者に正しく給与が支給されているかを給与支給日までに確認していただくため早めに納品をしています。今後とも電子化率の向上に向け取り組んでいきます。
	151	保護者会への参加や個人面談についてはオンラインでも対応できるようにしてほしい。	都立特別支援学校教職員	都立特別支援学校においては、これまでも、感染症対策としてオンラインによる面談や保護者会を行ってきました。今後も様々な実施方法を工夫し、効果的な面談等が行えるよう、学校への助言を行ってまいります。

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
処遇改善の検討	152	教員の給与を引き上げてほしい。 また、再任用教員となってもモチベーションが下がらないよう働ける環境を整えてほしい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	現在、中央教育審議会において、いわゆる給特法に基づく教職調整額や超勤4項目、意欲や能力の向上に資する給与制度や職務等に応じた給与のメリハリなどの在り方等、教員の処遇改善に関する検討が進められています。今後、こうした状況を踏まえ、対応を検討してまいります。 また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給与については、民間企業の従業員との均衡を考慮し、人事委員会勧告等に基づき定めています。
	153	同上	小学校関係者 中学校関係者 児童・生徒 その他（学校関係者・個人・団体）	
	154	超過勤務手当を支給してほしい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	
	155	メリハリのある給与体系に対し賛成。 業務内容の偏りからくる不公平感の解消のため、若手でも満足いく給与を与えていく必要がある。このままでは教員を離職する者がさらに増え、教員を目指す者もいなくなってしまう。 年功序列的に給与が上がるのは、家庭をもつ者等にとっては安定した生活が営めることも事実なので、段階的な定期昇給は不可欠である。ただ、「やらない方が得」という考え方もあるので、この改善が行えなければモチベーションは上がらない。 ぜひ仕事内容に応じたメリハリのある給与体系の設定をお願いしたい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	
	156	本当に力のある教員が管理職を目指そうと思えるよう、例えば、教諭層の給与を減額し、主幹層や副校長の手当を増やすなど、メリハリをつけ、意欲をもてる給与体系にしていきたい。 今の学校は、一部の有能な教員の能力に頼っているところがあり、それなりの見返りがなければ、この仕事を続けていくことは難しいと思う。	小学校関係者 教育委員会関係者	
	157	下の手当の新設や支給額の引上げ等について、検討すべき。 ・担任手当の新設 ・主任手当新設 ・管理職手当の引き上げ ・教員特殊業務手当（修学旅行等）の引き上げ 等	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	
	158	以下の手当の新設や支給額の引上げについて、検討すべき。 ・主任手当の新設 ・（小学校）高学年手当の新設 ・大規模校手当の新設 ・超過勤務手当の新設 等	小学校関係者 中学校関係者 保護者 学生 その他（学校関係者・個人・団体）	

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
処遇改善の検討	159	<p>事務職員給与の引き上げを行うべき。 特に、特別支援学校の中の大規模併置校は、業務量に関しては、予算額や職員数が数倍にもなる。 職員のモチベーション維持のために、大規模校手当等で金銭的なインセンティブを与えるべきである。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員</p>	<p>事務職員の給与は、民間企業の従業員はもとより、知事部局等の行政職員との均衡を図りながら、人事委員会勧告等に基づき定めています。 また、職員のモチベーションを高めることを目的として、毎年度の勤務成績を翌年度の昇給や勤勉手当の支給割合に反映するなど、職員の頑張りを処遇に反映するしくみを導入しています。</p>
	160	<p>扶養手当の年齢要件を撤廃すべき。 出産年齢の高齢化にも関わらず扶養手当をカットすることは、社会情勢の実態にあってない。</p>	<p>都立特別支援学校教職員</p>	<p>再任用職員については、長期継続雇用を前提としてライフステージに応じた生活費に対処する目的で支給される扶養手当等の生活関連手当や、主として人材確保の観点から設けられている手当等は国からの通知により支給しないこととされています。</p>
教員が働きやすい職場づくり	161	<p>職員室が狭く、汚なったり、什器が不足している場合があるなど職場環境が劣悪であり、若い教員の定着やこれから教員を目指す人々の希望にもつながらないので、ハード面で働きやすい環境を整えてほしい。 職員室の環境改善を実現している模範校があれば、積極的な周知、視察推進をしてほしい。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員</p>	<p>都教育委員会では、教員同士のコミュニケーションの円滑化や効率的な学校運営を可能とするとともに、学校現場の魅力向上を図るため、令和5年度から複数の都立学校において職員室の環境改善をモデル実施しています。 また、職員室の環境改善に向けたヒントや好事例を紹介する動画の配信、職員室の環境改善の意義や進め方をまとめた手引の発行により、都立学校、区市町村立学校向けに職員室の環境改善の取組を周知を行っています。今後もこれらの取組を継続した上で、さらに積極的な周知を行っていきます。</p>
	162	<p>教員・学校は、整理整頓が苦手でコスト意識も低い実態がある。高校は特に顕著。 教員・学校だけでは整理整頓ができないため、「整理収納アドバイザー」やオフィスレイアウトの専門性をもつ人材を活用して、整理整頓を進めてほしい。</p>	<p>都立高等学校教職員</p>	<p>現在、東京都立学校（都立又は都内区市町村立学校）では、DX化が進められています。職員室の机には紙の書類があふれていたり、スペースの不足により職員の動線やコミュニケーション、リフレッシュ等のための場が十分に確保できていない等の状況も見受けられます。 こうした状況を踏まえ、都教育委員会では、教員同士のコミュニケーションの円滑化や効率的な学校運営を可能とするとともに、学校現場の魅力向上を図るため、令和5年度から複数の都立学校において職員室の環境改善をモデル実施しています。外部の専門家の活用も含め、職員室の環境改善に必要な施策を検討し、実施していきます。</p>
	163	<p>上司に当たる人たちが、職員に優しく寄り添い共感的な態度を取るべき。経験豊富なベテラン層に相談できない、気軽に教職員が子どものことを話し合えない状態にある職場環境の改善が必要である。</p>	<p>小学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）</p>	<p>都教育委員会では、「東京都立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」で、学校経営や働きやすい職場環境の構築等において各職層に求められる役割を定め、教員の資質向上の目安として活用しています。引き続き、区市町村教育委員会と連携しながら、管理監督職層の適切な育成に努めていきます。</p>
	164	<p>メンタルヘルスで休職して復職した場合、メンタルヘルスを抱えた人への仕事量が減らされるため、周りの人への負担がかなりかかっている。周りの人たちへの配慮もしてほしい。また、病気休暇休職等の教員への対応は、管理職にとってものすごくたいへんな業務となっている。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員</p>	<p>各学校では、病気による休職者に対して、主治医や関係機関と連携の下、計画的な復職訓練を行い、職場復帰につなげています。都教育委員会は、管理職を対象として、要望に応じて訪問相談員（公認心理士または臨床心理士）が学校を訪問して、ラインケアに関する相談を行うことで、管理職の支援を行っております。 また、休職から復帰し、勤務軽減の措置を受けている教員がいる学校には、当該教員が担当する授業の軽減分について時間講師の配置が可能です。</p>

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
教員が働きやすい職場づくり	165	教員相談窓口「先生たちのほっとLINE」を実際に使ってみたが、話を聞いてくれるだけで根本的な解決にならなかった。	小学校関係者	教職員相談窓口「先生たちのほっとLINE」は、教職員の職場の人間関係や日頃の業務上の悩みについて、臨床心理士等の相談員に気軽に相談していただくことで、業務へのモチベーションの維持や、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。相談内容によっては相談者がどのようなことに悩まれているかを把握した上で、専門の相談窓口を案内させていただいています。 今後、相談者の声などを踏まえ、相談窓口の改善に努めてまいります。
	166	NPOなどの外部の力を入れて、メンタルヘルスの患者を減らす取組を進めるべきである。	小学校関係者	都教育委員会では、精神的な不調を覚えた早期の段階で相談できるよう、臨床心理士等への個別相談窓口の開設等、外部の専門家を活用した相談体制の充実に取り組んでいます。 令和4年度からはアウトリーチ型相談事業を開始するとともに、昨年12月にはSNSによる教員相談窓口（先生たちのほっとLINE）を開設するなど、相談事業の更なる拡充を進めています。
	167	高圧的な態度をとり、病休に追い込む管理職・教員がいる。そのような職員たちに研修等を行う等、しっかり対策して欲しい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	パワー・ハラスメントの防止については、管理職をはじめとした全教職員に対し、服務の厳正の通知やふくむニュースレター等により周知するとともに、12月のハラスメント防止月間において、都立学校の全教職員がチェックシート等によりハラスメント防止に関する理解を深める等の対策を行っています。 また、都立学校の管理職を対象として、パワー・ハラスメント防止をはじめとした服務事故防止研修を実施しています。
	168	地教委はハラスメント相談窓口を設置して欲しい。 ハラスメントが見つかった場合には、加害者の処分のほか、ハラスメントを放置する管理職への指導・研修等を強化してほしい。 ハラスメントの経歴をもつ教員が容易に管理職となることのないよう、経歴が記録されるシステムを構築してほしい。	小学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	パワー・ハラスメントの事実が確認された場合は、服務事故として都に報告され、懲戒処分等を行うなど、厳正に対処しており、懲戒処分された者は履歴に処分履歴を記録しております。 なお、各区市町村教育委員会においても、ハラスメント相談窓口がすでに設置されており、区市町村立学校については、服務監督権を有している区市町村教育委員会が指導等を行っています。
	169	ハラスメント対策に力を入れるため、マネジメントレビューを小中学校でも実施するしてほしい。	その他（学校関係者・個人・団体）	都教育委員会は、令和5年度から、都立学校に管理職の職場における取組姿勢や行動について、部下・同僚からの声を上司を通じてフィードバックすることで、気づきを促すマネジメント・レビューを導入しています。都立学校においては、回答者の匿名性を確保するため、システムを活用して実施しております。各区市町村において、セキュリティ関連規程やネットワークの状況が異なることから、現状では、区市町村立学校において都立学校と同様の方法で実施することは難しい状況です。
	170	テレワークをとる教職員がいると、それ以外の教職員が学校内の対応をしなくてはならなくなり、負担が増えている。経営企画室は少人数で窓口もあるためテレワークをとりづらい。	都立高等学校教職員	テレワークの実施は、公務運営に支障のない範囲で、管理職が承認することとしています。 また、他の職員の業務や関連業務に支障が出ないように、Web会議機能等を積極的に活用して、会議・打合せや朝・夕方のミーティング等を積極的に行うことや、テレワークの実施スケジュールをできる限り早期にOutlook等の共有型予定表に登録することなどを心掛けるよう、周知しています。

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
教員が働きやすい職場づくり	171	現行のテレワークのチェック体制では、勤務状況の確認が難しい。	都立高等学校教職員	<p>在席確認者はテレワーク実施職員から、始業・休憩時間開始時・休憩時間終了時・終業時に、業務予定や業務の進捗等についてメール等で報告を受けるとともに、その内容を確認しています。</p> <p>また、OutlookやSkype、Microsoft Teamsの在席確認機能を使用するなどし、必要に応じて個別に声掛けを行うなど、サービス管理や業務の遂行状況を常に把握するようにしています。</p>
	172	<p>テレワークを推進するため、分掌業務等でのテレワークを認めてほしい。管理職から制限される場合がある。</p> <p>また、島しょ部における自宅勤務は島内自宅に限られている。これを内地自宅でもできるようにしてほしい。</p> <p>自宅の通信環境整備についても支援してほしい。</p>	<p>都立高等学校教職員</p> <p>都立特別支援学校教職員</p>	<p>在宅勤務は、希望教職員が円滑に在宅勤務を実施することができると認められ、かつ、公務の適正な運営に支障が生じない場合に、管理職の承認を受けて実施することができます。</p> <p>また、東京都職員全体のルールとして、在宅勤務の実施場所は、テレワークを行う職員の自宅としており、あらかじめ所属長の承認を受けた場合に限り、職員が介護を行う要介護者の自宅等を実施場所とすることができます。なお、今後、島しょ部に赴任している教職員が内地に出張した場合におけるテレワークの実施場所について、検討してまいります。</p> <p>令和5年の人事院勧告では「在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設」としており、これを受け、令和5年の東京都人事委員会勧告では、令和5年8月に人事院が勧告した手当（在宅勤務等手当）について、国との制度均衡を考慮しつつ、都の実情や法改正を踏まえた検討が必要としています。今後、在宅勤務等手当の支給等について、知事部局との均衡を踏まえつつ検討することとしています。</p>
	173	区市町村立学校においてリモートワークを導入して、柔軟に実施できる制度にしてほしい。	中学校関係者	<p>区市町村立小中学校における教職員の在宅勤務型テレワークについては、サービス監督権者である区市町村教育委員会において、導入の有無を判断するものです。</p> <p>都教育委員会においては、令和5年4月に導入した都立学校教職員の在宅勤務型テレワークの制度の概要など、区市町村教育委員会における検討に資するよう、情報共有を図っています。</p>
	174	<p>授業があるからという理由で教員にだけ時差勤務に制限があるのは不公平である。</p> <p>また、学校によって、時差勤務できるかどうかの対応が違いすぎる。</p>	都立高等学校教職員	<p>時差勤務については、各学校において、正規の勤務時間の割振りに加えて、当該校の正規の勤務時間から15分前及び後ろ、30分前及び後ろ、60分前及び後ろ、90分前及び後ろ、120分前及び後ろの中から3つ以上5つ以下の勤務時間の割振りを設定することとなっています。教職員は、当該校で設定されている勤務時間の割振りの中から、希望するものを選択し管理職に時差勤務の申請を行い、管理職は公務運営に支障のない範囲で、時差勤務を承認することとなっています。</p> <p>各学校の状況が異なることから、時差勤務の承認について画一的な基準を設けることは困難ですが、公務運営に支障がないものについては承認するよう、各学校に対し改めて周知していきます。</p>

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
教員が働きやすい職場づくり	175	<p>男性の育児休業を推進するのであれば、学校に支障を招かないようにすべきである。</p> <p>男性の育児休業は1～3か月程度の短期が多いが、代替の教員がおらず残された教員の仕事量が増えている。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員</p>	<p>育業を取得しやすい職場環境づくりを進めるため、職員本人やその配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知や育業の取得意向の確認（面談等の実施）を管理職に義務付けているほか、教育管理職の自己申告においては、男性職員の育業等取得促進の取組について目標に必ず記載するよう通知しており、育児休業をとれる職場環境の醸成を目指しています。</p>
	176	<p>男性の育児休業取得は推進すべきだが、育児休業をとっても現場が回るような教員の配置や、良好な人間関係の職場づくりなど、育児休業を取れる職場環境を整えてほしい。</p>	<p>小学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）</p>	<p>また、男女を問わず産休育業代替として臨時的任用教員を任用できることとしており、期間が短い場合などには、時間講師の任用も可能です。</p> <p>なお、都教育委員会では、男女を問わず育児休業の取得に際し、最大4か月前から代替教員を前倒しで任用できることとしており、教員が安心して育児に専念できる制度を整えています。</p>
	177	<p>現行の育児休業等の子育て休暇制度では、正規教員のまま障害児を育てることはできない。</p> <p>障害児の場合、何歳になっても（中学生以降も）送迎が必須であり、学校の長期休業期間中のデイサービス受付時間も短くなるため、正規の勤務時間、休暇制度だけでは対応できない。</p>	<p>都立高等学校教職員</p>	<p>二親等以内の親族で疾病、負傷等により介護の必要性が生じた場合の休暇制度等としては、介護休暇、介護時間、短期の介護休暇等があります。</p> <p>また、時差勤務やテレワークの制度など、各種制度を組み合わせ活用することもできます。</p>
	178	<p>学校閉庁日の設定は良い面もあるが、休暇の取得を強制しないでほしい。どうしても勤務が必要な日もあるし、（お盆に学校閉庁日が設定されている場合など）ピーク時を避けて休暇を取り、家族とゆっくり過ごしたりしたいケースもある。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員</p>	<p>学校閉庁日はあくまで年次有給休暇等の取得を促進する取組であり、取得が強制されるものではありません。</p> <p>ただし、学校閉庁日は各学校長が学校の実情に応じて、休暇を取得しやすい期間（長期休業期間等）に設定しており、都教育委員会としても、研修等の期間を調整し、学校閉庁日を設定しやすい期間を設けていますので、学校閉庁日での休暇取得を推奨します。</p>
	179	<p>学校閉庁日についてはなるべく長く設定していただきたい。ただし、休暇の取得を強制することがないようにしていただきたい。</p>	<p>小学校関係者 児童・生徒</p>	<p>文部科学省が実施した調査結果では、都内自治体の半数以上（54.8%）において5日以上の学校閉庁日が設定されています（令和4年度）。学校閉庁日を設定するのは各学校長となりますが、引き続き、都教育委員会としても閉庁日を設定しやすい環境の整備に努めます。</p> <p>なお、学校閉庁日はあくまで年次有給休暇等の取得を促進する取組であり、取得が強制されるものではありません。</p>
	180	<p>春季休業が短く、引き継ぎや異動をした際に準備ができないまま大切な新年度が始まってしまふ。春季休業を長くして欲しい。</p>	<p>都立特別支援学校教職員</p>	<p>都内公立学校における入学式の日程は、学校を所管する教育委員会の方針を踏まえ、校長が定めています。</p>
	181	<p>入学式の実施を遅らせることはできないか。（4月の初めから数日程度での準備は難しい）</p>	<p>小学校関係者</p>	<p>令和6年度は入学式を例年より遅らせる予定の教育委員会もあります。都教育委員会としては、区市町村教育委員会と連携し、年度初めの取組の共有等を図ってまいります。</p>
	182	<p>勤務時間についてもっとフレキシブルにしてほしい。例えば残業をある日1時間したら、翌日以降差支えなければ1時間早く帰れるなどという風にしてほしい。</p>	<p>都立高等学校教職員</p>	<p>正規の勤務時間の割振りは、高等学校の単位制課程及び通信制課程に勤務する職員並びに寄宿舎に勤務する職員を除き、月曜日から金曜日まで7時間45分としています。</p> <p>柔軟に勤務時間を変更することのできる制度として、現在教員には、フレックスタイム制は導入されておりませんが、時差勤務など、校務の運営に支障のない場合に活用することが可能な制度があります。</p>

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
教員が働きやすい職場づくり	183	時短勤務やフレックスタイム、部分休業を取りやすくする環境を整えてほしい。	小学校関係者	現在、教員にフレックスタイム制は導入されていませんが、育児をする教職員のための育児短時間勤務、部分休業等の制度が設けられているほか、時差勤務の制度も設けられています。今後ともこれらの制度が積極的に活用されるよう、各学校への周知に努めてまいります。
	184	働き方改革推進のための主体的な取組のためにも 50人以下の学校にも衛生推進委員会（に準ずる会）を設置するように支援し、職場で実効性ある対策を行うことが重要である。	その他（学校関係者・個人・団体）	都立学校については、全校において安全衛生委員会を設置しています。区市町村立学校については、学校設置者である区市町村教育委員会が安全衛生管理体制を整備しています。引き続き、区市町村教育委員会に対し、文部科学省からの安全衛生関係通知等の情報提供を行うなど、取組を支援してまいります。
	185	都内には2学期制の学校と3学期制の学校があるが、2学期制の方が負担がすくなく感じる。	小学校関係者	都内公立学校における学期については、学校教育法施行令第29条第1項の規定に基づき、各自治体の管理運営規則によって定められています。なお、都立学校においては、東京都立学校の管理運営に関する規則第4条第2項、第5条第2項及び第38条第1項に基づき、2学期制を採用することができるようにしています。
	186	必要性が感じられない研修は廃止してほしい。また、「受講記録」については、簡易化若しくは撤廃するべきではないだろうか。forms等を用いて、研修会場で完結させるべきではないだろうか。若手研修の指導案についても、もう少し簡易なものにしてよいと思う。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員	都教育委員会では、法で義務付けられた研修や、直近の教育課題に的確に対応できる力を養うための研修等を実施しており、その内容や方法については、受講者アンケートや校長等からの意見を集約し、必要な見直しを行っています。
	187	外部の研修を自由に受講させてほしい。	都立高等学校教職員	また、上記研修については、目的や内容等に応じて、集合やオンライン等の形態を組み合わせるなど、効果的・効率的に実施しており、島しょ地区の教員等も参加しやすくなるよう、オンラインでの研修を拡充しています。
	188	オンラインでも問題ない研修についてはオンラインで受講させてほしい。島しょ校から悉皆等で参加が必要なのであれば、オンラインでの参加としてほしい。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	なお、教職員については、国や地方公共団体その他の公共団体等が主催する講演会等を職免により聴講することができ、長期休業日中であれば大学や民間が主催する公開講座等を承認研修として受講することができます。
	189	研修について、オンライン参加を原則にする、不必要なものは廃止するなど、負担軽減をしてほしい。また、自分が学びたい研修を自由に選択できるよう、民間教育研究団体の研修も職免で参加できるようにするなど、改善を図ってほしい。海外研修も導入していくべき。	小学校関係者 中学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	ただし、いずれも本来であれば職務専念義務がある勤務時間中に特別に認めるもので、それぞれの要件を満たすものであることや校長による事前の承認が必要となります。海外研修については、英語科教員や、校内で国際交流を担当する教員等を対象に、海外派遣研修を実施しています。
	190	かつて研究された授業について、毎年研究授業を行うのは、教員の負担でしかない。授業力が向上する可能性はあると思うが、校務がある上に研究授業があるというのは、教員にとって負担である。	小学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	授業研究は教員の学びとして必要なものですが、教員にとって過度な負担とならないよう、その実施に際しては学校管理職等が中心となり工夫していくことが大切と考えております。
	意識改革・風土改革	191	教員系の行政職員が、業務削減の意識を高くもって、 unnecessaryな施策や慣例に従って実施している業務を見直し、勤務時間内に終わる業務量に削減していく必要がある。	都立高等学校教職員

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
意識改革・風土改革	192	業務の削減に抵抗感のある管理職や教員がいる。業務の削減に対するインセンティブを与える取組が必要である。例えば、前年と比較して時間外労働時間が減った学校の管理職には追加の報酬を、増えた学校の管理職には賞与の減額をする施策が考えられる。	都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員	都教育委員会では、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間労働の改善に取り組んでおり、ライフ・ワーク・バランス推進の観点から、校長と副校長の標準職務遂行能力について、効率性を意識する内容を追加したほか、教育職員の自己申告においても、効率的な仕事の進め方についての意見等を積極的に記入するよう周知を図っています。
	193	経験年数は自分より上であるが、自分よりも業務量が少ない教員が自分よりも高い給料をもらって定時退勤し、自分はやってもやっても仕事が終わらない状況なので心身ともに本当に疲弊している。	都立高等学校教職員	なお、業績評価は、職務遂行上の能力等について、自己申告を参考に行うものであることから、これらの取組は業績評価の参考となります。そして、毎年度の勤務成績について、翌年度の昇給や勤勉手当の支給割合に反映するしくみを導入しています。
	194	18時に生徒を帰し、18時半には学校を閉めるなど、職場に長時間残ることができないようにするべき。20時21時まで開いているほうがおかしい。	都立高等学校教職員	都教育委員会は、都立学校や区市町村教育委員会等に対し、教職員の在校等時間をカードシステム等により、客観的に把握した上で、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守することや、教育職員の健康確保に向けた取組を推進することに努めるよう通知しています。
	195	カードシステムにより在校等時間を把握することは良いが、そこで終わらせず、在校等時間を踏まえた管理職による労務管理を徹底する必要がある。未だに遅くまで残る教員を評価していると思われる。	小学校関係者 中学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	こうした中、定時退庁日を設定するなどにより在校等時間の縮減を図り、働き方改革に効果をあげている学校もあります。 また、都教育委員会は、令和5年9月に保護者や地域の皆様に対し、学校の働き方改革への理解及び協力を依頼するチラシを作成し、学校への連絡は勤務時間中に行っていたきたいといったお願いをしたところです。 引き続き、区市町村教育委員会等と連携して、在校等時間の縮減に取り組んでまいります。
	196	働き方改革に特化した方を各校に1か月程度派遣し、各校の地域・風土・環境に合った改革を助言していただけないか。	都立高等学校教職員	令和6年度に外部コンサルタントを活用して、学校及び教員が担うべき業務を精査し、学校の取組を伴走型で支援する事業を実施予定です。
	197	もっとペーパーレスが当たり前という雰囲気をつくってほしい。	都立高等学校教職員	これまで、Teamsや庶務事務システムの導入などデジタル環境の整備を行い学校現場のペーパーレス化を進めてきましたが、今後も、都立学校授業料等徴収システムの運用（各種補助金の電子申請の開始）や給与明細の更なるペーパーレス化等、デジタルを活用できる業務には積極的にデジタル環境を導入し、ペーパーレスが当然という学校環境を整えていきます。
	198	DX推進に抵抗がある教員も多数いるため、積極的に取り入れようとする教員が時間を割いて、ほかの教員を補助している。積極的にDX化して風土をつくる必要がある。	都立高等学校教職員	都教育委員会では、都内全公立学校の情報教育担当者を対象に実施した「デジタル利活用推進教員育成研修」を実施しています。また、デジタルサポーターを都立学校全校に常駐配置し、教員を支援する体制を整えています。
	199	スクール・サポート・スタッフや副校長補佐配置などのための補助金についても、学校徴収金の公会計化など働き方改革推進に積極的な区市町村と消極的な区市町村で差を付けなければ、かえって働き方改革推進に積極的な区市町村のインセンティブを削ぐことにもなりかねない。 働き方改革推進に積極的な区市町村に対して要員の加配や補助金を手厚くしメリハリをつけるなどして、区市町村に対して働き方改革を推進するインセンティブを生じさせるような具体的取組の実施を要望する。	小学校関係者	外部人材の活用について、区市町村教育委員会の要望を踏まえ配置を促進しています。今後とも区市町村教育委員会のニーズを把握しながら、積極的な活用を働きかけてまいります。



「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
意識改革・風土改革	200	<p>留守電の設定などを行い、外部からの電話を8:00～17:00までしかつながらないようにし、それを保護者や生徒に理解してもらうよう、都教委から説明してほしい。</p> <p>また、学校外のことは保護者の責任下であることや、休日および放課後の部活動は教員の勤務時間外の場合があることを周知していただきたいと思う。</p> <p>明確に学校の仕事を全都で一貫したものを保護者に提示してほしい。学校側から「この行事は減らします。この教育活動は減らします。この授業はやりません」というと、保護者、生徒・児童から理解を得られないことがある。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員 都立小学校・都立中学校等教職員</p>	<p>都教育委員会は令和5年9月に、保護者・地域の皆様に対し、学校における働き方改革への理解及び協力を依頼するチラシを作成し、学校への連絡は勤務時間中にすることや、目的に応じた学校行事の統合・縮小を進めていること、地域の行事に教員が参加できないこと、外部の指導員や地域の方による部活動指導を進めていることなどに対する理解をお願いしたところです。</p> <p>また、今回の「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の策定にあわせて、改めて働き方改革への理解及び協力をお願いしています。</p> <p>引き続き、保護者・地域の皆様の理解促進に努めていくとともに、学校に関係する部署へもメッセージを発信するなど、協力を要請してまいります。</p>
	201	<p>本来学校で対応すべき以外のことにも、学校がすることだと地域や保護者が捉えられている節が感じられる（例えば、SNSに関するトラブル、始業前・始業後、学外での児童生徒のトラブルなど）。こうした地域や保護者のマインドセットを変えることができないと、根本的な働き方改革に繋がらないと感じている。教育委員会が積極的に理解促進の取組をしていただきたい。</p>	<p>小学校関係者 中学校関係者</p>	
	202	<p>教育委員会発信で、本来学校が負うべき守備範囲を設けてほしい。</p>	<p>小学校関係者 中学校関係者</p>	
	203	<p>学校に直接関わる部署は働き方改革を意識しているように感じるが、社会福祉や生涯スポーツなどを所管する部署の啓発が足りないように感じる。</p> <p>休日に催しが行われ、児童・生徒を引率するために教員が休日出勤することが少なくない。</p>	<p>中学校関係者</p>	
その他	204	<p>時間外在校等時間の目標値については、全教員の時間外労働を0にするべき。また、持ち帰り時間についても算入すべき。</p> <p>各学校ごとに、毎年具体的な取組と数値目標、年度末の総括と課題、改善策を明示することを義務づけ、公表するべきだと思う。</p>	<p>都立高等学校教職員 都立特別支援学校教職員</p>	<p>都内公立学校において、時間外勤務の状況は改善傾向にありますが、依然として長時間勤務の教員が多い状況となっていることを踏まえ、都教育委員会として、まずは国や都教委が上限としている、1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教員をゼロとすることを目標として定め、取組を進めていくこととし、都立学校においては、学校経営計画において、今回策定する実行プログラムに基づく、働き方改革に関する取組目標を設定することとしています。</p> <p>なお、区市町村立学校の教員に関しては、服務監督権者である区市町村立教育委員会が、必要に応じて働き方改革に関する成果指標及び目標値を設定しているところではありますが、本実行プログラムが、区市町村立教育委員会による取組の促進を目指すものでもあることを踏まえ、「時間外在校等時間」については、区市町村立学校の状況についても把握をし、区市町村立教育委員会による取組を積極的に支援してまいります。</p> <p>持ち帰り時間に関して、都教育委員会は、都立学校長や区市町村立教育委員会に対し、原則として業務の持ち帰りを行わないこととし、例外的にやむを得ず持ち帰り業務を行った場合には本人から報告をしていただくことで、持ち帰り業務の実態を把握するよう、通知しています。</p> <p>また、持ち帰り時間は、文科省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の運用に係るQ&amp;Aにおいても、在校等時間には含めないものとされています。</p> <p>休憩時間については、職員が勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されるものであることから、休憩時間に勤務し、その時間を在校等時間に算入することは想定していません。</p>
	205	<p>時間外勤務を0にするということを目指すべきである。</p> <p>また、学校組織全体で責任をもって達成ができるような成果指標・目標値が決定できるように例示をすべきである。教員個人の責任にしないようにすべき。</p>	<p>小学校関係者 中学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）</p>	
	206	<p>「時間外在校等時間が45時間を超える教員をゼロにすることを目指す」というが、「持ち帰りの仕事時間も含めてゼロを目指す」ことが必要。また、休憩時間についても勤務している場合は在校等時間を含むべきである。</p>	<p>中学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）</p>	

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」中間のまとめに対する主な意見と考え方について

項目	番号	主な意見（要旨）	意見者	東京都教育委員会の考え方
その他	207	時間外在校等時間の目標をクリアすることが最優先となり、管理職が仕事が終わらない教員を強制的に帰宅させる、又は、事前に打刻させるなどがないようにする必要がある。	小学校関係者 その他（学校関係者・個人・団体）	都教育委員会は、「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、校長は、教員の在校等時間について、出勤カードシステム等の客観的な方法により日々把握し、その管理及び保存を適切に行うこととしており、その旨、区市町村教育委員会にも周知しています。 区市町村立小中学校における教員の在校等時間の把握については、本通知を踏まえ、服務監督権者である区市町村教育委員会において、適切に行っているものと考えています。
	208	「やりがい」や「誇り」といった抽象表現ではなく「勤務時間」や「待遇」といった、数値で表されるものを具体的に設定し、この改革を推し進めてほしい。	都立高等学校教職員	本実行プログラムにおいては、時間外在校等時間のほか、ストレスチェックに基づく仕事のコントロールや職場の支援に係る健康リスク、年次有給休暇の取得日数など、数値で確認することが可能なものを含め、成果指標を設定しています。
	209	取組を進めていくために、まずはじめに現場を視察し現状を把握すべきである。	都立高等学校教職員	都教育委員会は、現場の実情に根差した形で働き方改革の取組を進めるため、学校を訪問し、管理職や若手教員を含む教職員と意見交換を行っています。今後も、現場視察等の際、若手教員の意見を積極的に聞き取るなど、取組の参考としてまいります。
	210	職場の古い慣習等を打破し、新しい時代にマッチした職場風土を作るために、若手の意見を都教委が直接聞く機会を設けてはどうか。	都立特別支援学校教職員	また、都教育委員会は、現場を視察し、好事例の収集や教職員の意見の聞き取りを行うとともに、令和5年度においては、民間事業者を活用して、外部の視点から、教職員の業務実態等を把握するとともに、その専門的な知見に基づく改善策の提言を受けています。令和6年度には、外部コンサルタントを活用して、学校及び教員が担うべき業務を精査し、学校の取組を伴走型で支援する事業を実施予定です。
	211	働き方改革の取組を実施する上で、教育委員会は全国の事例を視察したり、現場の声を聴くべきである。	中学校関係者 学生	